

議会運営委員会の概要

1 議案の撤回について

- ・総務部長から、資料「議案の撤回について」により、今定例会に提案した議第26号「山形県副知事の選任について」は、諸般の事情を考慮し、今回、議案を撤回したい旨の説明があり、了承された。

2 発言通告及び質問要旨について

- ・議事調査課長から、資料「発言通告及び質問要旨」のとおり通告書の提出があった旨の説明があり、了承された。

3 議事日程第2号、第3号、第4号及び第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日、2月26日、3月1日及び2日の議事日程等の説明があり、了承された。

4 予算特別委員会の質疑者について

- ・議事調査課長から、資料「予算特別委員会の質疑者一覧表」のとおり連絡があった旨の報告があり、了承された。

5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催について

6 山形県議会定数等検討委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「委員会の開催について（案）」のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、及び山形県議会定数等検討委員会委員長から、委員会開催の申し出があった旨の説明があり、了承された。

7 その他

(1) 山形県議会個人情報保護運営審議会委員の選任について

- ・事務局次長から、2月28日に任期満了となる同審議会委員について、資料「山形県議会個人情報保護運営審議会委員名簿（案）」のとおり、委嘱してはかがかとの説明があり、了承された。

(2) 感染症の影響を踏まえた今後の地方創生研修会の開催について

- ・政策調査室長から、今年度の「府省との意見交換会」については、新型コロナの影響

響により開催の目途が立たない状況であったが、政策責任者協議会で、資料「感染症の影響を踏まえた今後の地方創生研修会の開催について」のとおり、開催することが決定された旨の説明があり、了承された。

(3) 山形県行財政改革推進プラン 2021（仮称）の素案について

- ・総務部長から、資料「山形県行財政改革推進プラン 2021（仮称）の素案について」等により、素案の内容、今後の進め方等の説明があり、了承された。

8 次回議運開催日時

- ・令和3年3月9日（火）午前10時

9 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

10 2月26日（金）、3月1日（月）及び2日（火）の開議時刻

- ・2月26日（金）、3月1日（月）及び2日（火）の開議時刻は、それぞれ午前10時と決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和3年2月24日（水）

午前 10 時

- 1 議案の撤回について
- 2 発言通告及び質問要旨について
- 3 議事日程第2号、第3号、第4号及び第5号について
- 4 予算特別委員会の質疑者について
- 5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の開催について
- 6 山形県議会定数等検討委員会の開催について
- 7 その他
- 8 次回議運開催日時
3月9日（火）午前10時
- 9 本日の開議時刻
- 10 2月26日（金）、3月1日（月）及び2日（火）の開議時刻

議案の撤回について

1 撤回する案件

人 事 案 件 1 件

○ 議第 26 号 山形県副知事の選任について

2 撤回する理由

諸般の事情を考慮し撤回するものである。

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和3年2月定例会 代表質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
2.26 (金)	1	32	奥 山 誠 治	1 今後の県政運営について 2 令和3年度当初予算の編成について 3 市町村との連携について 4 公約の実現について	知事 知事 知事 知事 教育長
	2	26	高 橋 啓 介	1 知事の4期目の抱負について 2 子育て支援施策について 3 核兵器禁止条約の発効を受けての知事の所感について 4 安定した職場の提供と県民所得の向上について 5 新型コロナウイルスへの今後の対応について 6 ゼロカーボン社会の実現に向けた今後の対応について 7 農林水産業の次期戦略の基本的な考え方について 8 スポーツ・文化施設の充実について	知事 知事 知事 総務部長 産業労働部長 産業労働部長 環境エネルギー部長 農林水産部長 知事 教育長

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和3年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
3.1 (月)	1	8	相 田 光 照	1 4期目の知事の退職金について	知事
				2 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について	知事
				3 こども医療療育センターの初診までの待機期間の短縮について	知事
				4 中小企業における事業承継推進支援策について	産業労働部長
				5 県管理河川の治水対策について	県土整備部長
				6 福島～米沢間のトンネル整備の早期実現について	みらい企画創造部長
	2	13	菊 池 文 昭	1 障がい者の所得向上の取組みについて	健康福祉部長
				2 再犯防止推進計画について	健康福祉部長
				3 共生社会の実現について	健康福祉部長
				4 医療的ケア児の支援について	健康福祉部長
				5 観光振興について	観光文化スポーツ部長
				6 東日本大震災の被災者支援について	防災くらし安心部長
7 デジタル社会の構築に向けた取組みについて	総務部長 みらい企画創造部長				
8 交通系ICカードの導入と今後の広がりについて	みらい企画創造部長				
9 東北公益文科大学等における一連の報道と市町村との連携について	副知事				

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和3年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
3.1 (月)	3	19	渋 間 佳寿美	1 選挙公約について 2 4期目の県政運営について 3 コロナ禍による県内経済情勢と山形経済 再生に向けた取組みについて 4 コロナ禍における自殺防止対策の推進に ついて 5 様々な課題解決への家族療法の活用につ いて	知事 知事 知事 健康福祉部長 教育長 健康福祉部長

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和3年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
3.2 (火)	1	27	島 津 良 平	1 移住促進に向けた取組みについて 2 地域公共交通の利便性向上に向けた取組みについて 3 ゼロカーボン社会づくりに向けた取組みについて 4 山形大学医学部において整備する重粒子線がん治療施設の活用について 5 東南置賜地区の県立高校再編整備計画について 6 学校の働き方改革に資する部活動改革について	知事 みらい企画創造部長 環境エネルギー部長 農林水産部長 健康福祉部長 教育長 教育長
	2	4	菊 池 大 二 郎	1 本県の治水対策について 2 冬期間における安全安心な県民生活の確保について 3 移住・関係人口対策について 4 バイオ関連分野の研究及び産業の育成について 5 ICTの活用による特別支援教育の指導力の向上について	知事 県土整備部長 県土整備部長 みらい企画創造部長 産業労働部長 教育長

発 言 通 告 及 び 質 問 要 旨

令和3年2月定例会 一般質問

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	主 意	答 弁 者
3. 2 (火)	3	40	坂 本 貴美雄	1 県産米をはじめとする県産農産物の輸出 振興について 2 知事の県政運営について 3 若者の県内・地元定着に向けた取組みにつ いて 4 高速道路等の整備について 5 学校の働き方改革における外部人材等を 活用した人的支援について 6 医師確保対策について 7 看護師確保対策について	知事 知事 産業労働部長 県土整備部長 教育長 健康福祉部長 健康福祉部長

会 議 順 序 表

[議事日程第2号]

令和3年2月24日(水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第2号・第3号・第4号・第5号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 議案上程 (議第1号から議第25号までの25件) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商工労働観光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 採決 (議第1号から議第25号までの25議案)	簡 易
3	○ 議案の撤回(日程追加) < 散 会 >	

会 議 順 序 表

[議事日程第3号]

令和3年2月26日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第95号までの69件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問(代表質問)</p> <p>32番 奥 山 誠 治 議員 26番 高 橋 啓 介 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

会 議 順 序 表

[議事日程第4号]

令和3年3月1日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第95号までの69件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問</p> <p>8番 相 田 光 照 議員 13番 菊 池 文 昭 議員 19番 渋 間 佳寿美 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和3年3月2日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<p>< 開 議 ></p> <p>○ 議案上程 (議第27号から議第95号までの69件)</p> <p>○ 質疑及び一般質問</p> <p>27番 島 津 良 平 議員 4番 菊 池 大 二 郎 議員 40番 坂 本 貴 美 雄 議員</p> <p>< 散 会 ></p>	

議 事 日 程 (第 2 号)

令和3年2月24日(水) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 第 1 | 議第1号 | 令和2年度山形県一般会計補正予算(第10号) |
| 第 2 | 議第2号 | 令和2年度山形県公債管理特別会計補正予算(第1号) |
| 第 3 | 議第3号 | 令和2年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 4 | 議第4号 | 令和2年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 5 | 議第5号 | 令和2年度山形県国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 第 6 | 議第6号 | 令和2年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 7 | 議第7号 | 令和2年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第2号) |
| 第 8 | 議第8号 | 令和2年度山形県農業改良資金特別会計補正予算(第2号) |
| 第 9 | 議第9号 | 令和2年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号) |
| 第 10 | 議第10号 | 令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号) |
| 第 11 | 議第11号 | 令和2年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 第 12 | 議第12号 | 令和2年度山形県電気事業会計補正予算(第3号) |
| 第 13 | 議第13号 | 令和2年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第3号) |
| 第 14 | 議第14号 | 令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算(第1号) |
| 第 15 | 議第15号 | 令和2年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第3号) |
| 第 16 | 議第16号 | 令和2年度山形県病院事業会計補正予算(第6号) |
| 第 17 | 議第17号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議第18号 | 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の設定について |
| 第 19 | 議第19号 | 山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について |
| 第 20 | 議第20号 | 緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部負担について |
| 第 21 | 議第21号 | 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について |
| 第 22 | 議第22号 | 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について |
| 第 23 | 議第23号 | 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について |
| 第 24 | 議第24号 | 主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について |
| 第 25 | 議第25号 | 一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事(P4)請負契約の一部変更について |
| 第 26 | 議第26号 | 山形県副知事の選任について |

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年2月26日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和3年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和3年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和3年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和3年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和3年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和3年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和3年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和3年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和3年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和3年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和3年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和3年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和3年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和3年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和3年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和3年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例の設定について |
| 第 24 | 議第50号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 32 議第58号 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第59号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議第60号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議第62号 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議第63号 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例の設定について
- 第 40 議第66号 山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例の設定について
- 第 41 議第67号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 44 議第70号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 46 議第72号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県水産振興条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例の設定について

- 第 54 議第80号 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 55 議第81号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例の設定について
- 第 57 議第83号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定
数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 59 議第85号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界変更について
- 第 61 議第87号 財産の無償譲渡について
- 第 62 議第88号 一般国道13号泉田道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について
- 第 64 議第90号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第 65 議第91号 山形県源流の森の指定管理者の指定について
- 第 66 議第92号 包括外部監査契約の締結について
- 第 67 議第93号 山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることにつ
いて
- 第 68 議第94号 公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標を定
めることについて
- 第 69 議第95号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
- 第 70 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第 4 号)

令和3年3月1日(月) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和3年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和3年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和3年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和3年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和3年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和3年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和3年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和3年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和3年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和3年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和3年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和3年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和3年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和3年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和3年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和3年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例の設定について |
| 第 24 | 議第50号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 32 議第58号 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第59号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議第60号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議第62号 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議第63号 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例の設定について
- 第 40 議第66号 山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例の設定について
- 第 41 議第67号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 44 議第70号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 46 議第72号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県水産振興条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例の設定について

- 第 54 議第80号 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 55 議第81号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例の設定について
- 第 57 議第83号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定
数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 59 議第85号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界変更について
- 第 61 議第87号 財産の無償譲渡について
- 第 62 議第88号 一般国道13号泉田道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について
- 第 64 議第90号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第 65 議第91号 山形県源流の森の指定管理者の指定について
- 第 66 議第92号 包括外部監査契約の締結について
- 第 67 議第93号 山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることにつ
いて
- 第 68 議第94号 公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標を定
めることについて
- 第 69 議第95号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
- 第 70 県政一般に関する質問

議 事 日 程 (第 5 号)

令和3年3月2日(火) 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 1 | 議第27号 | 令和3年度山形県一般会計予算 |
| 第 2 | 議第28号 | 令和3年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第 3 | 議第29号 | 令和3年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第 4 | 議第30号 | 令和3年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第 5 | 議第31号 | 令和3年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第 6 | 議第32号 | 令和3年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第 7 | 議第33号 | 令和3年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議第34号 | 令和3年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第 9 | 議第35号 | 令和3年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第 10 | 議第36号 | 令和3年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第 11 | 議第37号 | 令和3年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第 12 | 議第38号 | 令和3年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第 13 | 議第39号 | 令和3年度山形県電気事業会計予算 |
| 第 14 | 議第40号 | 令和3年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第 15 | 議第41号 | 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第 16 | 議第42号 | 令和3年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第 17 | 議第43号 | 令和3年度山形県病院事業会計予算 |
| 第 18 | 議第44号 | 山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 19 | 議第45号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 20 | 議第46号 | 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第47号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第48号 | 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第49号 | 山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例の設定について |
| 第 24 | 議第50号 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 25 | 議第51号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 26 | 議第52号 | 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 27 | 議第53号 | 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 議第54号 | 山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 29 | 議第55号 | 山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 30 | 議第56号 | 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 31 | 議第57号 | 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 32 議第58号 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第59号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議第60号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議第61号 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議第62号 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議第63号 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第64号 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 39 議第65号 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例の設定について
- 第 40 議第66号 山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例の設定について
- 第 41 議第67号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第68号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第69号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 44 議第70号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第71号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 46 議第72号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第73号 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第74号 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第75号 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第76号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第77号 山形県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第78号 山形県水産振興条例の設定について
- 第 53 議第79号 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例の設定について

- 第 54 議第80号 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 55 議第81号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 56 議第82号 山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例の設定について
- 第 57 議第83号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 58 議第84号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定
数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 59 議第85号 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 60 議第86号 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界変更について
- 第 61 議第87号 財産の無償譲渡について
- 第 62 議第88号 一般国道13号泉田道路工事用地の処分について
- 第 63 議第89号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について
- 第 64 議第90号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第 65 議第91号 山形県源流の森の指定管理者の指定について
- 第 66 議第92号 包括外部監査契約の締結について
- 第 67 議第93号 山形県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めることにつ
いて
- 第 68 議第94号 公立大学法人山形県立保健医療大学が達成すべき業務運営に関する目標を定
めることについて
- 第 69 議第95号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
- 第 70 県政一般に関する質問

予算特別委員会の質疑者一覧表

令和3年2月定例会

月 日	質 疑 者 (質疑順)
3月4日 (木)	自由民主党 遠藤寛明 委員
	県政クラブ 高橋 淳 委員
	自由民主党 柴田正人 委員
3月5日 (金)	自由民主党 小松伸也 委員
	無所属 阿部ひとみ 委員
	自由民主党 鈴木 孝 委員
3月8日 (月)	県政クラブ 石黒 覚 委員
	自由民主党 船山現人 委員

【備考】 質疑時間：60分（答弁含む）

委員会の開催について（案）

委員会	日時
新型コロナウイルス 感染症対策特別委員会	3月8日（月） 予算特別委員会終了後
山形県議会定数等 検討委員会	3月9日（火） 常任委員会における意見調整終了後

山形県議会個人情報保護運営審議会委員名簿（案）

任期：令和3年3月1日から令和5年2月28日まで

（敬称略、五十音順）

きむら	ちゅうぞう	
木村	忠三	山形県議会議員
こぎ	ひろみち	
古城	博道	弁護士
こばやし	ひろあき	
小林	裕明	株式会社山形新聞社取締役論説委員長
ほしかわ	じゅんいち	
星川	純一	山形県議会議員
わたなべ	あけお	
渡辺	暁雄	東北公益文科大学准教授

感染症の影響を踏まえた今後の地方創生研修会の開催について

1 目的

本県議会では、平成24年度より課題解決型・政策提言型の特別委員会を設置し、近年は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた3つの委員会において議論を行い知事へ政策提言を行っている。

今般のコロナ禍により、地方創生をめぐる情勢が大きく変化する中、今後の政策提言や特別委員会における審査の充実を図るため、コロナ禍を踏まえた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の展開をテーマとした研修会を実施するもの。

2 開催日程等

- (1) 日 時 2月26日（金）本会議終了後
※13時15分～14時30分（目途）
- (2) 場 所 予算特別委員会室
- (3) 講 師 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣参事官 杉山 一弘（すぎやま かずひろ） 氏
- (4) 内 容 コロナ禍を踏まえた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の展開について（仮題）
- (5) その他 首都圏における緊急事態宣言の延長を踏まえ、オンラインの方法で開催

山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)の素案について

1 概要

(1) 経過等

新たな行革プランとなる「山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)」について、県議会12月定例会でお示しした骨子に、取組みを進めるための工程表や目標指標等を盛り込み、第三者で構成する「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」を経て、このほど素案を取りまとめたもの。

<山形県行政支出点検・行政改革推進委員会の開催経過>

※新プランの策定検討に係るもの

第1回	令和2年7月17日	新プランの策定・スケジュール
第2回	令和2年9月7日	県行財政を取り巻く現状と課題、これまでの行財政改革の取組みと成果
第3回	令和2年10月9日	新プランの基本的考え方及び柱立て
第5回	令和2年12月3日	新プランの骨子(案)
第6回	令和3年2月4日	新プランの素案

(2) 推進期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

(3) 素案の内容

別添のとおり

2 今後の進め方

2月定例会において、県議会の御意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントを実施して、年度内に策定予定。

以上

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ~Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進~

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進など Society5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

1 行政のデジタル化の推進【重点】



- (1) 行政手続等のオンライン化の推進
- (2) 事務手続きの簡素化

「Yamagata幸せデジタル化構想」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進

目標	● オンラインで利用できる県独自の行政手続の割合	1.5% (R2) → 100% (R6)	新規
	● 公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合	28% (R1) → 100% (R6)	新規
	● ICTリテラシーの県民向けセミナー等開催数	5件 (R2) → 毎年度5件 (R3~R6)	新規

- (3) データ活用の推進

目標	● 山形県オープンデータカタログ掲載のオープンデータセット数(累計)	236件 (~R2) → 255件 (~R6)
----	------------------------------------	-------------------------

- (4) 情報通信基盤整備の促進

目標	● Wi-Fiを整備した県の公共施設数	13施設 (R2) → 25施設 (R6)	新規
----	---------------------	-----------------------	----

2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握



- (1) 県民との対話の推進

目標	● 知事と県民との直接対話の実施	→ 県内全35市町村で実施 (R3~R6)
----	------------------	-----------------------

- (2) 県民の声の把握と組織全体での共有
- (3) 意見公募(パブリック・コメント)の推進
- (4) 審議会等委員の幅広い選任

目標	● 女性委員の審議会等登用率	52.5% (R1) → 50%程度を維持 (R3~R6)
	● 若者委員を1名以上登用している審議会等の割合	100% (R1) → 100%を維持 (R3~R6)

3 市町村との連携強化



- (1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援

- ① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート
- ② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大
- ③ 広域連携の推進
- ④ 事務・権限移譲の推進
- ⑤ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

目標	● ICT利活用促進の市町村対象研修会等の開催数(累計)	7件 (~R2) → 28件 (~R6)	新規
	● 連携中枢都市圏や定住自立圏の新規事業数(累計)	5件 (~R2) → 10件 (~R6)	新規

- (2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- ① 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用
- ② 市町村の施策や事業構築のコーディネート
- ③ 先導的な取り組みの創出・展開

目標	● 新たに創出された連携事業数(累計)	8件 (~R2) → 12件 (~R6)	新規
----	---------------------	----------------------	----

4 多様な主体との連携強化



- (1) 県民・NPO等との連携・協働

- ① 県民・NPO等との連携・協働の推進
- ② NPO等の活動基盤の充実・強化

目標	● 県とNPO等との協働事業数	148事業 (R2) → 170事業 (R6)
----	-----------------	-------------------------

- (2) 企業・大学等との連携・協働

- ① 企業等との連携・協働の推進
- ② 大学等との連携・協働の推進

目標	● 企業との包括連携協定の締結数	14件 (R1) → 24件 (R6)	新規
	● 県と大学等との連携事業数	63事業 (R2) → 71事業 (R6)	新規

- (3) 近隣県等との広域連携の推進

- (4) 民間活力の活用

- ① 民間移譲
- ② 民間委託
- ③ 指定管理者制度
- ④ 地方独立行政法人制度
- ⑤ PFI等

目標	● 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等の検証におけるA評価の割合	48.2% (R1) → 50%以上 (R6)
----	------------------------------------	-------------------------

5 県政運営の透明性・信頼性の確保



- (1) 情報発信の充実・強化

- ① 県民等の理解と信頼を得る広報の推進
- ② 「外」の「活力」を呼び込む広報の推進
- ③ 危機管理に係る広報の推進
- ④ 戦略的広報におけるPDCAサイクルの確立

目標	● 県の情報発信を評価する者の割合	68.0% (R2) → 上昇 (R6)
----	-------------------	----------------------

- (2) 情報公開等の推進
- ① 情報公開の推進
- ② データ活用の推進 [再掲]

- (3) 適正な事務執行体制の確保

- ① 内部統制制度の着実な運用
- ② 公文書等の適正な管理等
- ③ 情報資産の適切な管理
- ④ 個人情報保護制度の適正な運用
- ⑤ 公務員倫理の徹底

目標	● 内部統制の運用における重大な不備の発生件数	R2の件数 (R2) → 0件 (R6)	新規
----	-------------------------	----------------------	----

[参考: 上期2件]

- (4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施
- (5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化



- (1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

- ① 市町村との連携・協働の推進
- ② NPO・企業等との連携・協働の推進
- ③ 広域連携の推進

目標	● 防災士の認証登録者数	1,619人 (R1) → 2,400人 (R6)	新規
	● 災害に係るボランティア講習を受けた者の数(累計)	→ 1,380人 (~R6)	新規
	● 災害派遣福祉チームの派遣母体である県災害福祉支援ネットワーク協議会	→ 設立 (R3)	新規

- (2) 危機対応力の強化

- ① 県の業務継続計画(BCP)に基づく研修・訓練等の実施
- ② 職員の危機管理能力の向上
- ③ 災害等における効果的な情報発信
- ④ ICTを活用した災害への対応・対策

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ~限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立~

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

1 歳入の確保



(1) 県税収入の確保

- ①市町村との連携強化 ②滞納整理の強化及び納税環境の整備

目標	● 県税徴収率 現年度課税分	99.7% (R1)	→	99.7% (R6)
	滞納繰越分を含めた現滞計	98.9% (R1)	→	98.9% (R6)
● 地方税共通納税システムの県税の対象税目数	2 税目 (R2)	→	4 税目 (R6)	新規

(2) 未収金対策の推進

目標	● 未収金残高	前年度末の未収金残高	→	年度末において前年度より減少 (R3~R6)
		[参考: R1残高 42.5億円]		

(3) 受益者負担の適正化

(4) 多様な財源の確保

目標	● 県有財産の売却・有効活用による歳入	→	12億円 (R3~R6累計)
----	---------------------	---	----------------

2 歳出の見直し



(1) 事務事業見直し・改善

目標	● 事務事業見直し・改善	経費削減額	→	120億円 (R3~R6累計)	削減事務量	→	8万時間 (R3~R6累計)
----	--------------	-------	---	-----------------	-------	---	----------------

(2) 行政経費の節減・効率化

目標	● 県の光熱水使用量等の削減 (R1を基準年度としたR3~R6の目標)	→	電気: 毎年度R1以下、灯油・重油: 毎年度▲1.5%、水: 毎年度▲1%、用紙類: 毎年度▲1%、廃棄物: 毎年度▲1%
----	-------------------------------------	---	---

3 健全な財政運営



(1) 財政の中期展望の作成

(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少

目標	● 臨時財政対策債及び補正予算債等並びに災害復旧事業債を除いた県債残高	[参考: R1残高 6,522億円]	→	プラン期間中における減少
----	-------------------------------------	--------------------	---	--------------

(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

4 柔軟で効率的な組織体制等の実現



(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備

目標	● 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等の検証におけるA評価の割合	48.2% (R1)	→	50%以上 (R6) [再掲]
----	------------------------------------	------------	---	-----------------

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

(4) 行政需要に応じた適正な定員管理

(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理

5 県有財産の総合的な管理・運用



(1) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

目標	● 一般財産施設に係るトータルコストの県民一人当たり負担額	15,900円 (H25)	→	15,900円以下を維持 (R6)
● 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数 (知事部局)	3 件 (R1)	→	6 件 (R6) 新規	

(2) 県有財産の有効活用

(3) 県有財産の総量縮小

目標	● 県有財産の売却・有効活用による歳入	→	12億円 (R3~R6累計) [再掲]
----	---------------------	---	---------------------

6 地方公営企業における健全な財政運営



(1) 企業局における経営基盤の強化

目標	● 企業局全体の経常収支	→	黒字の継続 (~R6)
----	--------------	---	-------------

(2) 病院事業局における資金不足の解消に向けた取組みの推進

目標	● 病院事業全体の資金不足比率	14.5% (R1)	→	資金不足等解消計画の目標値を毎年度達成 (R3~R6) 新規
		[参考: R9目標値 ▲0.7%]		

7 公社等の見直し



(1) 公社等の経営に係る不断の見直し

目標	● 総務省が示している経営健全化方針の策定要件に該当する公社等の数	0 法人 (R1)	→	0 法人を維持 (R6) 新規
	[健全化方針策定要件]			
	25%以上出資等を行っている法人のうち、①又は②に該当			
	① 債務超過法人 ② 損失補償等の標準財政規模に対する比率が3.75%以上			

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

1 人材育成及び人材活用



- (1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成
- (2) 専門人材の確保・育成
- (3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

目標 ● 障害者雇用率における法定雇用率の達成・維持(知事部局等)
法定雇用率達成(R2: 2.77%) → 法定雇用率達成を維持(R3~R6) **新規**
[参考: R2法定雇用率 2.6%]

(4) 女性職員の活躍推進

目標 ● 管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合(知事部局)
15.2%(R2) → 特定事業主行動計画の目標達成(R7目標値)に向けて取組みを推進
[R7目標値は調整中] (R3~R6)

2 多様で柔軟な働き方の推進【重点】



(1) テレワークの推進

「Yamagata幸せデジタル化構想」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやWeb会議の活用を推進

- ① 在宅勤務の推進
- ② モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

目標 ● 在宅勤務を行ったことのある職員数(業務の性質上取得困難な職員を除く)(知事部局)
→ 全職員(~R6) **新規**
● 在宅勤務の実施における課題の把握と解消に向けた対応 → 毎年度実施(R3~R6) **新規**

(2) Web会議の推進

目標 ● Web会議の年間開催回数 319回(R1) → 2,000回(R6) **新規**

(3) 時差出勤の推進

「持続可能な開発目標(SDGs)」実現への貢献

国際社会の一員として、世界共通の目標となるSDGsの理解を深めるとともに、本プランの取組みを推進することにより、SDGsの実現に貢献していきます。



3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり



- (1) ハラスメント防止の取組みの推進
- (2) 職員のこころの健康づくりの取組みの推進
- (3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進

目標 ● 男性職員の育児休業取得率(知事部局)
16.7%(R1) → 特定事業主行動計画の目標達成(R7目標値)に向けて取組みを推進
[目標値(R7)は調整中] (R3~R6)
● 男性職員の妻の出産時の子育て休暇(育児参加休暇)取得率(知事部局)
48.5%(R1) → 特定事業主行動計画の目標達成(R7目標値)に向けて取組みを推進
[目標値(R7)は調整中] (R3~R6)

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進



- (1) 事務事業見直し・改善
 - ① 事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減
 - ② 事務改善に係る取組みの推進

目標 ● 自ら業務改善に取り組んだ職員の割合 70.7%(R2) → 80%(R6) **新規**
● 事務事業見直し・改善
削減事務量 → 8万時間(R3~R6) [再掲]
● 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数(知事部局)
3件(R1) → 6件(R6) [再掲] **新規**

- (2) 職員のアイデアを活用した業務の見直し
- (3) ICTを活用した業務の効率化の推進

目標 ● AIやRPAを導入した業務数 1業務(R2) → 10業務(R6) **新規**
● AI会議録作成支援システム活用数 0回(R1) → 240回(R6) **新規**
● 公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合
28%(R1) → 100%(R6) [再掲] **新規**

- (4) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築 [再掲]
- (5) 会計年度任用職員制度の有効活用

目標指標 57項目 【新規: 28項目、継続: 29項目】

山形県行財政改革 推進プラン2021(仮称)

素案

《 目 次 》

第1章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1 本県の行財政改革に係る基本認識	1
（1）県行財政を取り巻く現状と課題	1
（2）これまでの行財政改革の取組み・成果	4
（3）政府の動向	6
2 行財政改革推進プラン策定の趣旨	7
3 取組みの柱	7
（1）県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～	7
（2）リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～	7
（3）県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進 ～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と 多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～	7
4 推進期間	7
5 推進体制	7
6 プランの見直し	8

第2章 行財政改革の取組内容

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～	9
1 行政のデジタル化の推進	9
（1）行政手続等のオンライン化の推進	9
（2）事務手続きの簡素化	10
（3）データ活用の推進	10
（4）情報通信基盤整備の促進	10
2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握	13
（1）県民との対話の推進	13
（2）県民の声の把握と組織全体での共有	13
（3）意見公募（パブリック・コメント）の推進	13
（4）審議会等委員の幅広い選任	13
3 市町村との連携強化	15
（1）市町村の自立的な行政運営の確保への支援	15

(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現	16
4 多様な主体との連携強化	19
(1) 県民・NPO等との連携・協働	19
(2) 企業・大学等との連携・協働	19
(3) 近隣県等との広域連携の推進	20
(4) 民間活力の活用	20
5 県政運営の透明性・信頼性の確保	23
(1) 情報発信の充実・強化	23
(2) 情報公開等の推進	24
(3) 適正な事務執行体制の確保	24
(4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施	25
(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	25
6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化	28
(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働	28
(2) 危機対応力の強化	29

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～	33
1 歳入の確保	33
(1) 県税収入の確保	33
(2) 未収金対策の推進	33
(3) 受益者負担の適正化	33
(4) 多様な財源の確保	34
2 歳出の見直し	36
(1) 事務事業の見直し・改善	36
(2) 行政経費の節減・効率化	36
3 健全な財政運営	38
(1) 財政の中期展望の作成	38
(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少	39
(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進	39
4 柔軟で効率的な組織体制等の実現	41
(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備	41
(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築	41
(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し	41
(4) 行政需要に応じた適正な定員管理	42
(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理	42

5	県有財産の総合的な管理・運用	44
(1)	県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	44
(2)	県有財産の有効活用	44
(3)	県有財産の総量縮小	44
6	地方公営企業における健全な財政運営	46
(1)	企業局における経営基盤の強化	46
(2)	病院事業局における資金不足の解消に向けた取組みの推進	46
7	公社等の見直し	47
(1)	公社等の経営に係る不断の見直し	47
第3	県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進	
	～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と	
	多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～	48
1	人材育成及び人材活用	48
(1)	責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成	48
(2)	専門人材の確保・育成	48
(3)	職員の能力を最大限に引き出す人材活用	48
(4)	女性職員の活躍推進	49
2	多様で柔軟な働き方の推進	51
(1)	テレワークの推進	51
(2)	Web会議の推進	51
(3)	時差出勤の推進	51
3	職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり	53
(1)	ハラスメント防止の取組みの推進	53
(2)	職員のこころの健康づくりの取組みの推進	53
(3)	年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進	53
4	仕事の見直し・業務の効率化の推進	55
(1)	事務事業の見直し・改善	55
(2)	職員のアイデアを活用した業務の見直し	55
(3)	ICTを活用した業務の効率化の推進	56
(4)	頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築 [再掲]	56
(5)	会計年度任用職員制度の有効活用	56
《参考①》	新型コロナウイルス感染症及び大規模災害に対応するための取組み	59
《参考②》	デジタル化の推進に対応するための取組み	63

《参考③》持続可能な開発目標（SDGs）と取組項目の関連性	67
■行財政改革の取組みに係る「目標指標」一覧	68

第1章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1 本県の行財政改革に係る基本認識

(1) 県行財政を取り巻く現状と課題

① 社会経済環境の変化

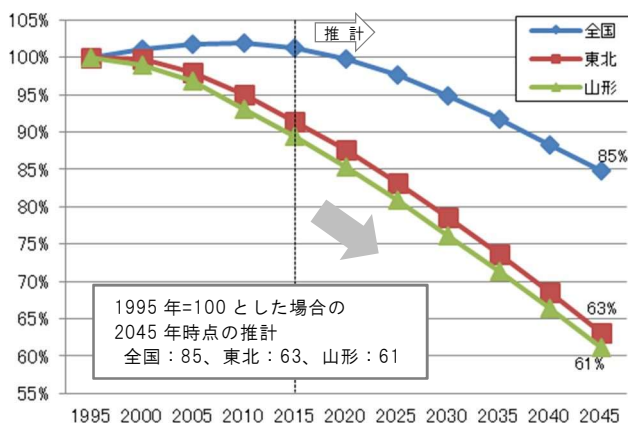
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク)

- 新型コロナウイルス感染症の感染者は、世界中で9,000万人を超え、国内でも未だに感染拡大が止まらない状況である。一方、県内では、第2波が落ち着きつつあるものの、人の移動がある限り、予断を許さない状況となっている。
- 今回の感染症拡大では、以下に示すような課題やリスク、新たな動きなどが浮き彫りとなっている。
 - ・ 行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れ
 - ・ 経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることへのリスク
 - ・ テレワークや遠隔診療・遠隔教育などリモートサービスの活用・定着の進行
 - ・ 新技術を活用できるデジタル専門人材等の不足

(少子高齢化に伴う人口減少の加速化)

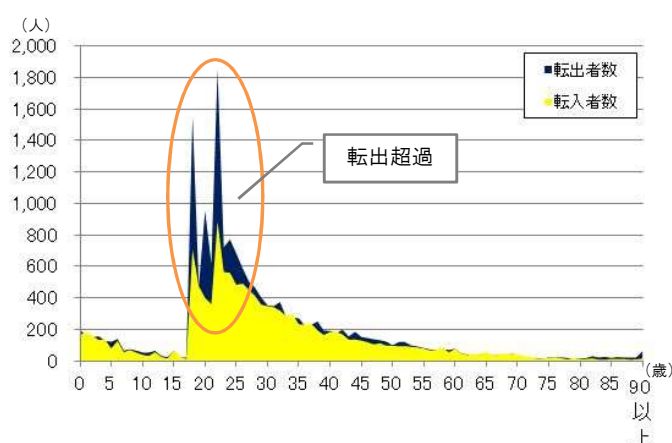
- 本県の人口減少は、全国や東北地方全体よりも早期かつ急激に進行している。
- 少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、若年層の流出等により、様々な分野で本県の将来に深刻な影響が懸念される。
- 本県の三世帯同居率は、この40年で半減した一方で、単独世帯の増加は続いている。こうした家族構造の変化は、介護や育児などの様々なニーズの顕在化や対応の外部化につながる可能性がある。

全国・東北・山形県の人口増減率



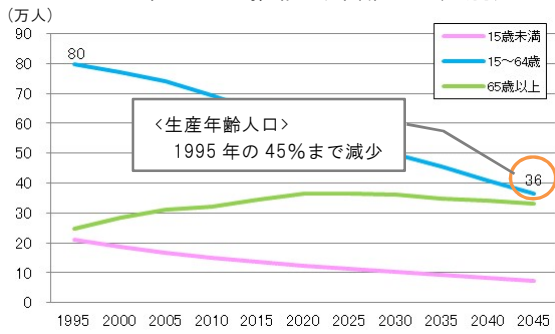
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

山形県の年齢別転出者・転入者数 (R1)



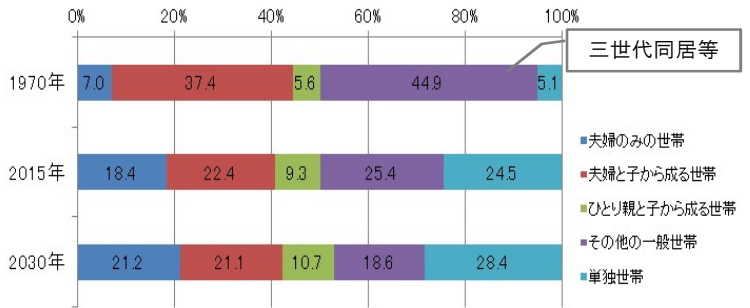
(資料) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

山形県の人口推移（年齢3区分別）



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

山形県の家族類型別世帯割合の推移

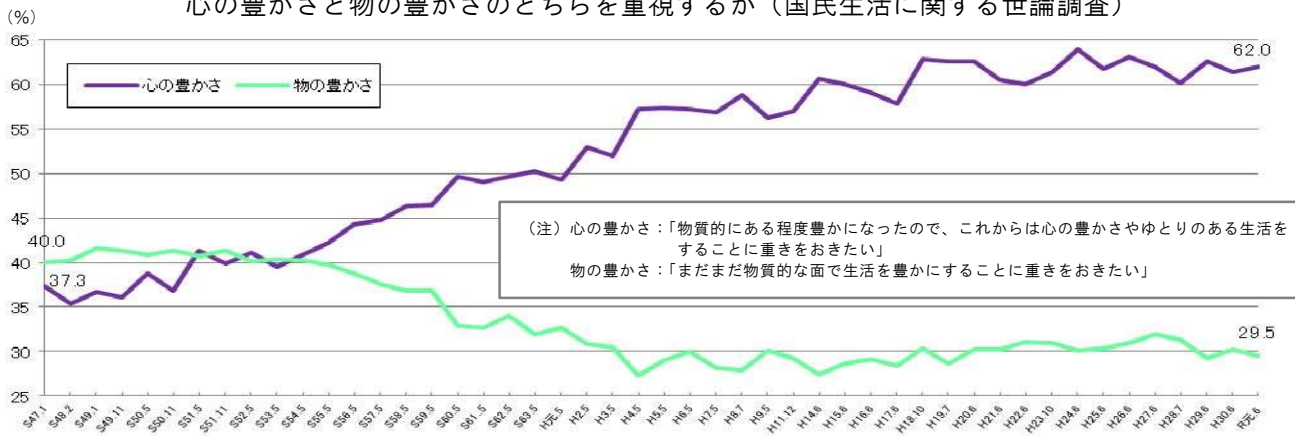


（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

（価値観・暮らし方の多様化）

- 「働き方改革」が提唱され、労働時間の短縮とそのための労働生産性向上の議論が活発化している。また、高齢者や女性などの潜在的労働力の活用、副業・兼業など、多様な働き方を前提とした就労環境へと変化している。
- 「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりのある生活」を重視する傾向が見受けられる。また、首都圏等の都市住民における「田園回帰志向」の高まりや消費行動に関して「モノ消費」から「コト消費」への流れなど、多様な豊かさに対する関心の高まりが見られる。

心の豊かさとの豊かさのどちらを重視するか（国民生活に関する世論調査）



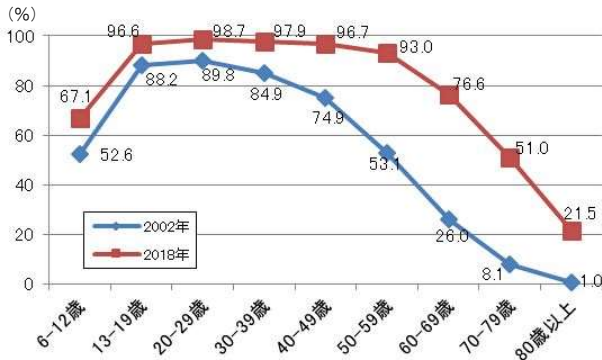
（資料）内閣府「国民生活に関する世論調査」

（グローバル化や技術革新の進展）

- 自由貿易協定や経済連携協定など経済のグローバル化の動きが進展する一方、自国の経済利益を優先する動きが顕在化している。こうした国際環境の複雑化は、本県の産業経済にも様々な影響を与える可能性がある。

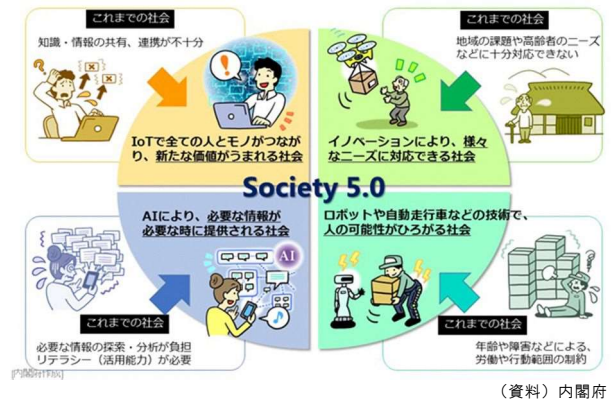
- 世界では、「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IoT、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで進展している。また、「Society5.0」の実現に向けた動きが加速化している。

インターネット利用率の向上（全国・年代別）



(資料) 総務省「令和元年情報通信白書」

Society 5.0

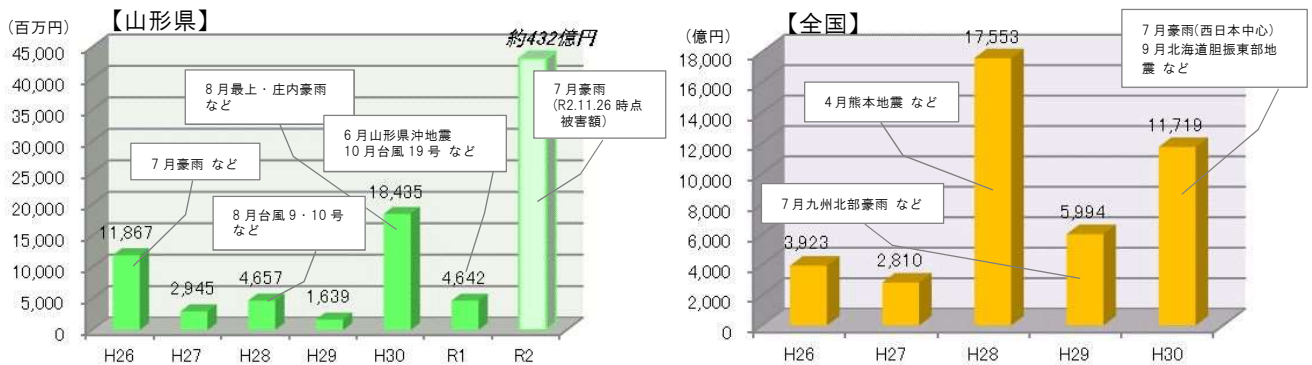


(災害の頻発化・激甚化)

- 近年、我が国は気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。また、南海トラフ地震や首都直下地震も今後発生することが危惧されている。

本県でも、平成30年8月の最上・庄内地域を中心とする豪雨、令和元年6月の山形県沖を震源とする地震、令和元年10月の台風第19号、令和2年7月豪雨など大きな被害をもたらす災害の発生が相次いでいる。

近年の自然災害による被害総額



(資料) H26~H30 被害総額: 消防庁「消防白書」
 R1.2 山形県の被害総額: 防災くらし安心部調べ
 ※R2 山形県の被害総額は7月豪雨に関するもののみ計上(R2.11.26時点)

※各年1月1日~12月31日までの間に発生した自然災害による被害総額
 ※自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象をいう(消防白書より)。

② 引き続き厳しい財政状況

- 社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も多額の財源不足が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定されるところである。

山形県の財政収支の見通し（財源確保対策前）（単位：億円）

		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
歳入	県 税	1,045	1,091	1,116	1,139	1,159
	地 方 交 付 税	1,923	1,911	1,889	1,867	1,845
	国 庫 支 出 金	829	750	751	748	749
	県 債	722	830	871	803	809
	そ の 他	2,153	2,136	2,058	1,988	1,916
	計 (A)	6,672	6,718	6,685	6,545	6,478
歳出	人 件 費	1,538	1,521	1,487	1,477	1,455
	社 会 保 障 関 係 経 費	674	677	689	701	713
	公 債 費	881	898	924	944	964
	一 般 行 政 費	2,882	2,722	2,653	2,580	2,513
	投 資 的 経 費	848	1,054	1,108	1,025	1,035
	公 共 事 業 費	378	559	595	554	558
	単 独 事 業 費	267	272	289	246	250
	国 直 轄 事 業 負 担 金	120	140	140	141	142
	そ の 他	83	83	84	84	85
	計 (B)	6,823	6,872	6,861	6,727	6,680
財 源 不 足 額 (C=A-B)		△151	△154	△176	△182	△202
調 整 基 金 残 高 字 ・ 財 政 赤		100	△54	△230	△412	△614

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。

注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注3：令和3年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

（資料）「山形県財政の中期展望（R3.2月）」

令和4年度以降も毎年度、多額の財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、令和4年度には調整基金が枯渇してしまう。

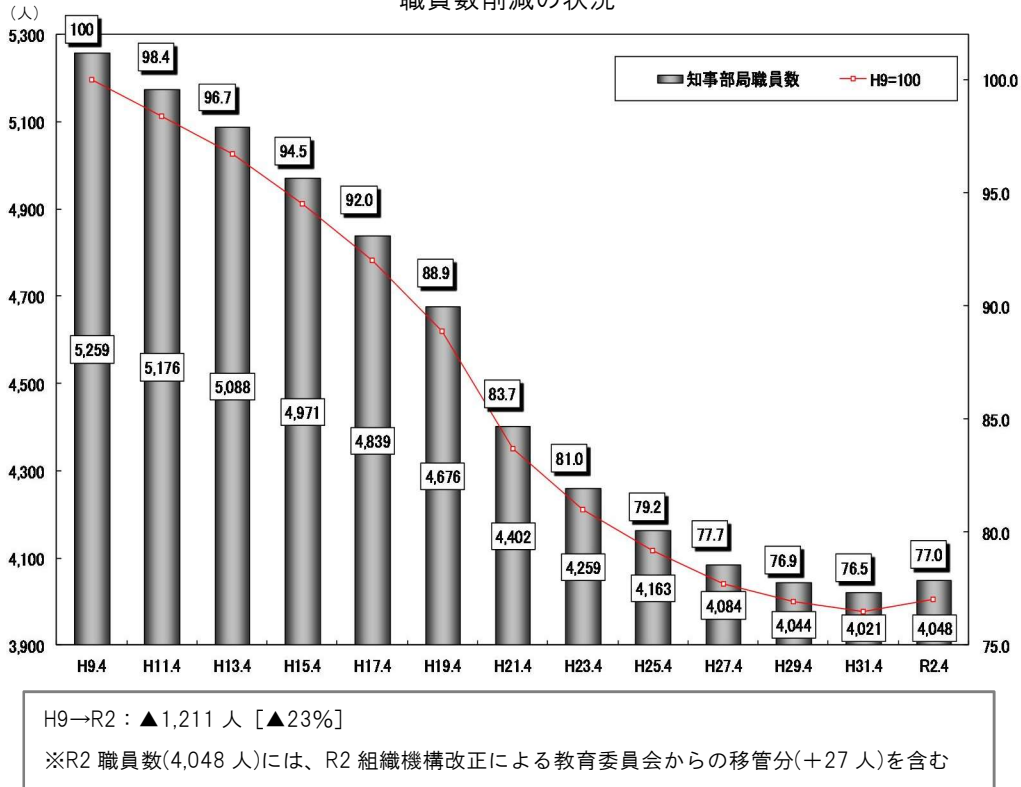
（2）これまでの行財政改革の取組み・成果

本県では、平成7年12月策定の「山形県行財政改革大綱」以来、8次にわたって大綱・プランを策定し、様々な行財政改革の取組みを推進してきたところであり、一定の成果をあげてきた。

- 知事部局一般会計の職員数について、「山形県行財政改革大綱」等により職員数削減の取組みを始めた平成9年度から令和2年4月までの間に23%、1,211人の削減を行うなど、簡素で効率的な体制づくりを進めてきた。

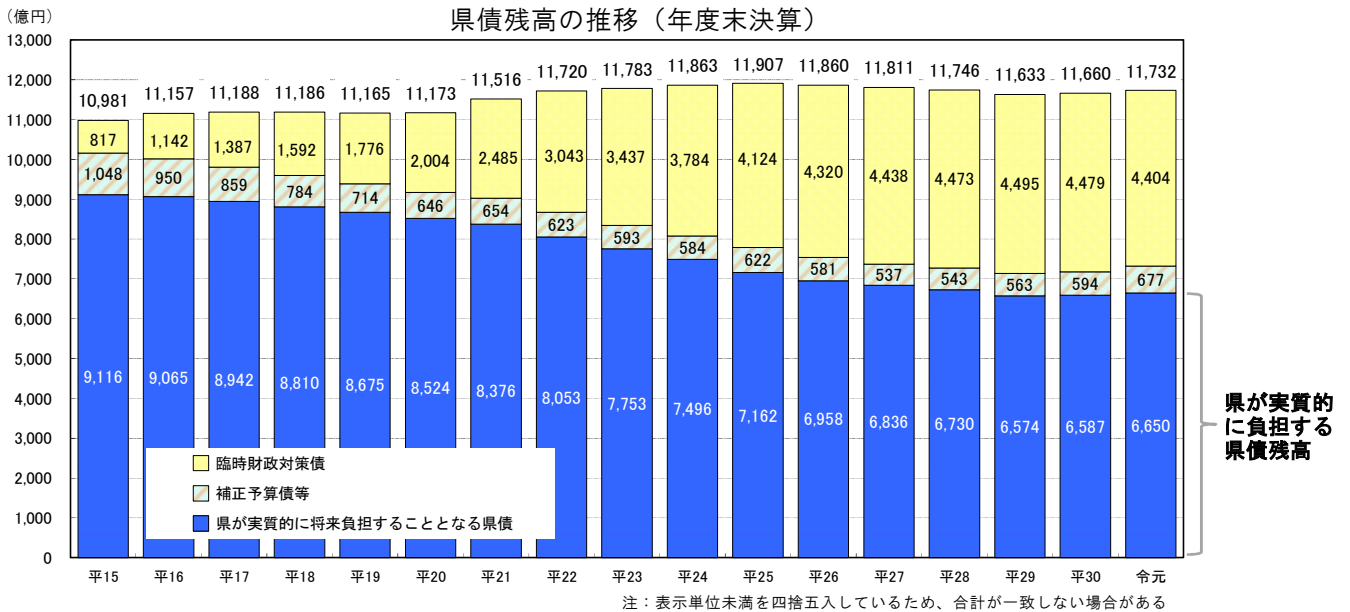
また、職員給（知事部局一般会計）については、職員数削減に加え、各種手当等の見直しなどにより、ピークの平成13年度と比較して、令和2年度（当初予算）で18.6%、63億円を削減した。

職員数削減の状況



○ 県債残高については、臨時財政対策債及び補正予算債等を除く、県が実質的に負担する残高は、平成15年度をピークに縮減を図り、令和元年度（決算）では、平成15年度比で2,466億円削減するなど、持続可能な財政基盤の確立に取り組んできた。

県債残高の推移（年度末決算）



県債残高（実質負担分）は、H15をピークに着実に減少
 H15→R1 : ▲2,466億円

※臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債
 ※補正予算債等とは、政府の経済対策に伴う追加公共事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る公共事業の地方負担額に充当する県債

前プランに基づく、平成29年度から令和2年度までの主な取組みの成果としては、

- 事務事業の見直し・改善により110.8億円（一般財源ベース）を削減するなど、歳出の見直しを図るとともに、歳入面では、県有財産の売却・有効活用により11億円（平成29年度から令和元年度まで）の歳入の増加を図るなど多様な財源の確保に努めた。また、「山形県 県・市町村連携推進方針」（平成30年3月）や「山形県戦略的広報基本指針」（平成30年3月）を策定したほか、県政課題に適切に対応するための組織機構の改正やワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みの実施など不断の見直しに取り組んできた。

（3）政府の動向

政府の方針や会議における答申などにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れへの対応が急務となっているほか、住民の利便性の向上、事務の効率化、柔軟な働き方の推進などの課題への対応として、行政の「デジタル化・オンライン化の推進」が必要とされている。

また、政府においては、デジタル庁創設の準備のほか、デジタル化・オンライン化を見据えた、「書面・押印・対面規制」の見直しが急速に進められている。

2 行財政改革推進プラン策定の趣旨

本県を取り巻く社会経済環境や厳しい財政状況等の下で、行政課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、これまで積み重ねた改革の成果を踏まえるとともに、限りある行財政資源の選択と集中による有効活用に向けて、行財政運営の全分野において不断の見直しを計画的に行っていく必要があることから、本プランを策定する。

本プランに基づき、行財政改革の取組みを全庁的に推進することにより、第4次山形県総合発展計画による県づくりを効果的かつ着実に展開していくための土台となる県庁づくりを進める。

3 取組みの柱

(1) 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

(2) リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

(3) 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

4 推進期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

5 推進体制

知事を本部長とする「山形県行財政改革推進本部」を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織を挙げて着実に推進する。

取組みの推進にあたっては、県民の声や県議会の意見を聴くとともに、第三者で構成する

「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から評価と助言を得ながら推進する。

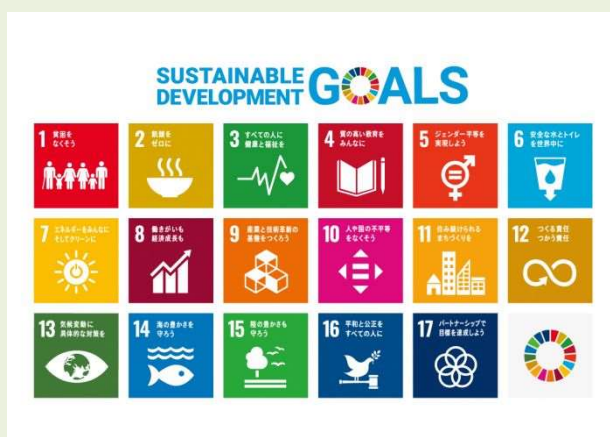
6 プランの見直し

推進期間中における社会経済環境等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、本プランの見直しを行う。

◎「持続可能な開発目標（SDGs）」実現への貢献

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの達成を目指す国際目標です。17の目標（ゴール）から構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

本県としても、国際社会の一員として、世界共通の目標となるSDGsの理解を深めるとともに、本プランの取組みを推進することにより、SDGsの実現に貢献していきます。



第2章 行財政改革の取組内容

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスク、自然災害の頻発化・激甚化など社会経済環境の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応していくため、行政のデジタル化の推進などSociety5.0*時代にふさわしい県庁を実現するとともに、県民の視点に立って、時代に即した行政サービスを提供する。

1 行政のデジタル化の推進



行政サービスに係る一連の業務を様々なICT*を活用して処理し、県民が迅速かつ正確で効率的な行政サービスを楽しむことができるよう、行政のデジタル化を推進する。

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の「幸せ」を中心に据えたデジタル化を理念とする「Yamagata 幸せデジタル化構想*」（令和3年〇月）を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進。

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月改定）等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進。
- 感染症の拡大により学校が臨時休業となった場合などに、必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、ICT機器の導入・拡大などの環境整備を推進。
- 感染症の拡大等により対面での診療が困難となった場合に必要な医療を提供できるよう、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境の整備を推進。
- 公共事業における書類の受け渡し時間や手間を縮減し、受発注者が業務を円滑に進めることができるよう、ASP*の活用等を推進。

* Society5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会のこと。

* ICT：Information and Communication Technology の略。インターネット等の情報通信技術。

* Yamagata 幸せデジタル化構想：本県が進めていくデジタル化関連施策の方向性を示すもの。「Yamagata 幸せデジタル化」有識者会議の提案を受けて、最新のデジタル技術の活用を進めるとともに、既に普及しているデジタル技術を社会に浸透させることにより、県民が幸せに暮らせる社会の構築を目指す。

* ASP：Application Service Provider の略。インターネット上でアプリケーションを提供するサービスの提供者（事業者）のことを言い、提供されるソフトウェアやサービスのことをASPサービスと言う。ここでは、「インターネット上に置かれたデータの共有手段」の意。

(2) 事務手続きの簡素化

県に対する申請手続等の行政手続における押印、書面、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略、Q&A・チェックリストの作成、処理期間の短縮等、事務手続きの簡素化を推進。

(3) データ活用の推進

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ*化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

(4) 情報通信基盤整備の促進

デジタル化に必要なインフラの整備、情報システムの標準化に向けた取組みなど政府の動向を注視しながら、県民をはじめ多くの人々が訪れる施設におけるWi-Fi導入拡大の推進を図るなど、ICT利活用の基盤の整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境を確保。

【「Yamagata 幸せデジタル化構想」の概要】

I 策定趣旨

本構想は、「Yamagata 幸せデジタル化」有識者会議の提案を受けて、山形県として、最新のデジタル技術の活用促進を進めるとともに、既に広く普及しているデジタル技術を社会に浸透させることにより、県民の皆様が幸せに暮らせる社会の構築を目指すもの。

II 構想の基本的考え方

(1) 幸せデジタル化の理念

- 子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の「幸せ」を中心に据えたデジタル化を目指します。そのためには、デジタル技術が苦手な人でも周りの人同士で支え合い、デジタルデバインドをつくらず、誰一人取り残さない(Leave No One Behind) 包摂的な社会づくりを基本とします。
- 国内外の最新の動きを常に取り込むとともに、最先端の技術開発に取り組み、デジタル技術の強みを伸ばせる社会・ビジネス環境の整備を行います。
- 高度なデジタル技術が発達していない段階にあっても、まずは既にある技術・ツールを活用しながら、実現すべき目標を達成するとともに、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら県民の幸せの最大化に取り組みます。

(2) 幸せデジタル化に向けたアクションの方向性

各分野のデジタル化

- 「県・市町村」、「暮らし」、「仕事」、「余暇」の4分野を通じて、国内外の知見を大胆に取り入れます。具体的には、防災、環境、子育て、福祉、産業、観光、農林水産、建設、教育など、あらゆる分野において、既にあるデジタル技術の活用や高度な技術開発に努め、県内に広く浸透させてまいります。

デジタル化の時代における地域づくり・生き方

- 社会が大都市一極集中から、ハイパーコネクトへと移行しつつある中で、リモートワークやワーケーションなどを含め、働き方・暮らし方を大胆に見直し、その環境を整備してまいります。

デジタル化を活用した人材戦略

- 人材の育成や県内外のフリーランス人材・副業人材の活躍により、県全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)を促進してまいります。

デジタル化による地域資源の活用

- 市町村や他地域とも連携しながら、本県の魅力溢れる自然、文化、芸術、歴史等の地域資源を県内外及び国内外に発信していく。

III 構想の4本柱

『Yamagata 幸せデジタル化構想』の4本柱

県・市町村

①「新・電子県庁」構想

- ✓ 職員のテレワーク促進
- ✓ 電子決裁の推進(決裁文書の電子的管理)
- ✓ オンライン会議・研修の一層の利活用推進
- ✓ 県の施策を動画で分かりやすくネット配信

②市町村のデジタル化

- ✓ 市町村の効率化支援
- ✓ オンラインで県と市町村を繋ぎ、重要施策の情報共有や意見交換
- ✓ デジタル化の課題を共有し、課題解決にむけて研修等の実施

③教育・研究のデジタル化

- ✓ デジタルを活用した質の高い教育・研究の推進

暮らし

①子どもから高齢者までデジタルの利便性を享受

- ✓ デジタル活用により良い医療・福祉の体制構築
- ✓ 交通事故防止に向けたデジタル技術の活用
- ✓ 災害時にドローン等を活用して迅速な現場確認
- ✓ 地域の買い物支援
- ✓ 地域公共交通の利便性向上(路線バス等へICカード導入)

②地域の魅力と交流人口の拡大

- ✓ ネット環境の強化によるテレワーク環境整備
- ✓ ワーケーション等の展開
- ✓ 県外転出者を対象とする関係人口の拡大

仕事

①経営・生産の効率化

- ✓ 衛星データ、ドローン等による農地・林地管理

②「攻めのデジタル化」による売上UPとブランド強化

- ✓ 先端産業分野におけるデジタルを活用した新製品の開発促進

③観光産業の振興

- ✓ デジタルマーケティング

④デジタル人材の育成活用

- ✓ フリーランス人材の活用

余暇

新たな生き方・楽しみの創出

- ✓ デジタル化による新たな楽しみの創出・感動の共有

※ オープンデータ：二次利用可能なルールの下で、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できる形で公開されるデータ。行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化という意義・目的の下で政府が推進している。

【「行政手続等における押印・書面・対面規制の見直し方針」の概要】

行政手続等における押印・書面・対面規制の見直しについて

◆ 県民の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供を図る観点から、行政手続や県内部の手続における『押印・書面・対面規制』の見直しに積極的に取り組み、行政手続等のオンライン化を推進する
[行政手続等…県民や企業等から県へ提出される申請等の手続及び県内部の手続]

見直し方針【概要】

● 行政手続等のオンライン化の実現に向け、手続ごとに必要性を検証のうえ

【見直しイメージ】

- ① 押印の原則廃止
- ② 書面の原則廃止、添付書類の廃止・簡略化
- ③ 対面(申請者等が直接窓口等を訪問し行う手続)の原則廃止



県条例・規則等に基づく行政手続		件数 <small>(知事部局)</small>	対応方針・スケジュール
1	県民等に押印を求めている手続	2,836 件	◇押印の原則廃止 ⇒令和3年度内(令和4年3月末まで)を目途に完了 ◇オンライン手続への移行(書面・対面を見直して電子申請システム等の活用を可能に) ⇒「山形県行財政改革推進プラン2021(仮称)」期間内に完了(令和3～6年度) <small>※可能なものから順次実施 (参考：政府は令和7年度までに完了させる方針【国の行政手続】)</small>
2	県民等に書面を求めている手続	3,012 件	
3	県民等に対面を求めている手続	145 件	

※ 上記手続以外の国の法令等に基づく手続のうち、①県の裁量で見直し可 ⇒上記対応に同じ、②県の裁量で見直し不可 ⇒政府の方針等を踏まえ対応
 ※ 県の内部手続 ⇒ 上記対応に同じ(但し、内部決裁及び県から県民等へ発出する文書を除く)

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 行政手続等のオンライン化の推進	行政手続等のオンライン化の推進				【オンライン申請】 ○「やまがたe申請」を県内全市町村と共同で運用
	オンライン学習の実施に向けた環境整備				【オンライン学習】 ○生徒貸し出し用端末、モバイルルータ、指導者用端末の整備(R2～)
	オンライン診療の実施に向けた体制・環境整備				【オンライン診療(面会)】 ○一部の県立病院において、オンライン診療(面会)を実施(R2～)
	公共事業におけるデジタル化				【公共事業におけるデジタル化】 ○公共事業支援統合情報システムにより、公共事業に関する情報を電子化(デジタル化)し、一連の業務の効率化を推進(H15～)
(2) 事務手続きの簡素化	行政手続等における押印の廃止				○押印、書面、対面規制の見直しに向けた現況調査を実施し、見直し方針を策定(R2)
	押印、書面、対面規制の見直し				
	事務手続きの簡素化				
(3) データ活用の推進	オープンデータ化の推進				○県が保有するデータを県ホームページ上で公開 221件(R1末現在)
(4) 情報通信基盤整備の促進	施設へのWi-Fi導入拡大				○県公共施設へのWi-Fi整備 導入済13施設(R2末現在)

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
オンラインで利用できる県独自の行政手続の割合 (オンラインで利用できる県独自の行政手続の数/県独自の行政手続の数)	1.5% (R2年度: 47件/3,059件)	100% (R6年度)
公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合 (ASPを活用した工事・業務の件数/県土整備部発注工事・業務の件数)	28% (R1年度: 359件/1,273件)	100% (R6年度)
ICTリテラシーに関する県民向けセミナー・研修会等の開催数 ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	5件 (R2年度)	毎年度5件 (R3～6年度)
山形県オープンデータカタログに掲載するオープンデータセット数 (累計) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	236件 (～R2年度)	255件 (～R6年度)
Wi-Fiを整備した県の公共施設数	13施設 (R2年度)	25施設 (R6年度)

2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握



県政に対する県民の幅広い意見やニーズを十分把握し、適切に政策・施策を推進するため、常に現場に出向き、県民の声を聴きながら、政策・施策を展開していく。

(1) 県民との対話の推進

「知事と若者の地域創生ミーティング※」や「知事のほのぼの訪問※」、「知恵袋委員会※」など、県民各層（地域住民、若者、高齢者、各種団体・グループ等）と知事等との直接対話を推進。

【知事と若者の地域創生ミーティング】



【知事のほのぼの訪問】



(2) 県民の声の把握と組織全体での共有

- 県民からの意見等について、県庁（県民相談窓口）、各総合支庁（総合案内窓口）、県政直行便※、県ホームページ等を通じて幅広く受け付けるとともに、対応状況について県ホームページで公表のうえ、組織全体で情報を共有。
- 「県政アンケート調査※」等を通じて、県民意識やニーズを的確に把握し、県の施策に反映。

(3) 意見公募（パブリック・コメント※）の推進

「パブリック・コメント手続に関する指針」（平成23年1月改定）に基づき、県民が積極的に利用できるよう、県ホームページでの実施予告、報道機関への資料提供、意見募集期間の確保等、適正な運用を推進。

(4) 審議会等委員の幅広い選任

「審議会等の設置・運営に関する指針」（平成23年12月改定）や「山形県男女共同参画計画」（令和3年〇月策定）、「山形県子ども・若者ビジョン」（令和2年3月策定）等に基づき、重複及び長期就任の見直しや女性、若者及び公募委員の積極的な起用を推進。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 県民との対話の推進	県民各層との対話の推進	(若者、高齢者、各種団体等、県民各層との直接対話を実施)			○「知事と若者の地域創生ミーティング」の開催 H29～R2累計：35回、354人 ○「知事のほのぼの訪問」の開催 H22～R2累計：121団体、2,019人
(2) 県民の声の把握と組織全体での共有	県民からの意見の受付 県民ニーズの的確な把握	(県民からの意見への対応状況をHPで公表、職員間で情報共有) (毎年度、県政アンケート調査を実施)			○「知恵袋委員会」の開催 毎年4地域で1回(H21～) ○「やまがた創生懇談会」の開催 毎年県庁1回、各総合支庁1回(H30～) ○県民からの意見の受付(HPでの公表) H29～R1累計：3,834件(HPでの公表1,544件)
(3) 意見公募(パブリック・コメント)の推進	推進				○パブリック・コメントの実施 H29～R1累計：実施件数128件、意見1,342件
(4) 審議会等委員の幅広い選任	推進	(女性、若者等の積極的な起用を推進)			○審議会等委員の登用状況 女性委員の登用率 52.5%(R1) 若者委員を1名以上登用している審議会等の割合 100%(R1)

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
知事と県民との直接対話の実施	—	県内全35市町村で実施(R3～R6年度)
女性委員の審議会等登用率 (女性の県審議会等委員数/県審議会等委員数) ＜山形県男女共同参画計画(R3.〇)＞	52.5% (R1年度：641人/1,222人)	50%程度を維持(R3～R6年度)
若者委員を1名以上登用している審議会等の割合 (39歳以下の若者委員を登用している県審議会等の数/県審議会等の総数) ＜審議会等への若者委員登用の推進について(H23.12)＞	100% (R1年度：93組織/93組織)	100%を維持(R3～R6年度)

- ※ 知事と若者の地域創生ミーティング：知事が市町村に赴き、市町村単位で、若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題、定住促進、地域の元気創出策などについて、若者と車座になって対話を行い、明日の地域創生を考える事業。
- ※ 知事のほのぼの訪問：知事が各分野において活動している団体やグループを訪問し、活動の現状や課題について意見交換を行う事業。
- ※ 知恵袋委員会：豊富な経験を有する方の知恵・知識を県政に反映するため、概ね65歳以上の県民の方々から、県政運営に関する意見を聴く事業。
- ※ 県政直行便：県庁舎をはじめ総合支庁や市町村の窓口等に料金受取人払いのはがきを設置し、広く県民から意見を聴取する仕組み。
- ※ 県政アンケート調査：県民の生活と県政に対する県民のニーズ、意識などを把握し、今後の施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とするために行うアンケート調査。毎年度実施。
- ※ パブリック・コメント：意見公募。県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続き。

市町村の自立的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの「地域創生」を実現し、ひいては県全体で「やまがた創生」を実現するため、「県・市町村連携推進方針」（平成30年3月策定）に基づき、地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠も越えて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携を強化する。

（1）市町村の自立的な行政運営の確保への支援

① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート

- 市町村における自立的な行政運営基盤の確立に向け、県による「補完機能」や「支援機能」の発揮により、必要なサポート（人材育成支援、専門的・技術的な業務に関する助言・支援、行財政運営に関する助言等）を推進。
- 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支援。

② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大

市町村間又は県と市町村間の事務の共同実施や市町村間の連携事業等の調整・支援を行い、市町村における業務の効率化や事業効果の拡大を推進。

③ 広域連携の推進

- 連携中枢都市圏[※]や定住自立圏[※]等の枠組みのもとでの広域的な課題に係る市町村連携事業創出に向けた支援の実施。
- 市町村における情報システムの共同利用（自治体クラウド[※]）を促進。

④ 事務・権限移譲の推進

「山形県事務・権限移譲推進プログラム[※]」（令和3年〇月改定）に基づき、県から市町村への事務・権限移譲を推進。

※ 連携中枢都市圏：地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした圏域。圏域の中心市となる連携中枢都市は、指定都市又は中核市。本県では、令和元年度に、山形連携中枢都市圏（連携中枢都市：山形市）が形成されている。

「中核市」とは、人口20万人以上の市の申出に基づき政令で指定される市のこと。都道府県から、民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務等の全部又は一部が移譲される。

※ 定住自立圏：中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とした圏域。本県では、庄内南部定住自立圏（中心市：鶴岡市）、庄内北部定住自立圏（中心市：酒田市）、新庄最上定住自立圏（中心市：新庄市）、置賜定住自立圏（中心市：米沢市）の4つの定住自立圏が形成されている。

※ 自治体クラウド：地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

※ 山形県事務・権限移譲推進プログラム：県と市町村との連携・協働を考慮し、それぞれの役割分担を踏まえた、県から市町村への事務・権限の移譲を進めるためのプログラム。

⑤ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

「市町村総合交付金制度※」について、弾力的な運用が図られるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直し等を検討。

(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

① 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用

企画段階から県と市町村が連携する形で、それぞれの人材やノウハウ及び地域の多様な資源を効果的・総合的に活用し、地域の力を結集した取組みを積極的に推進。

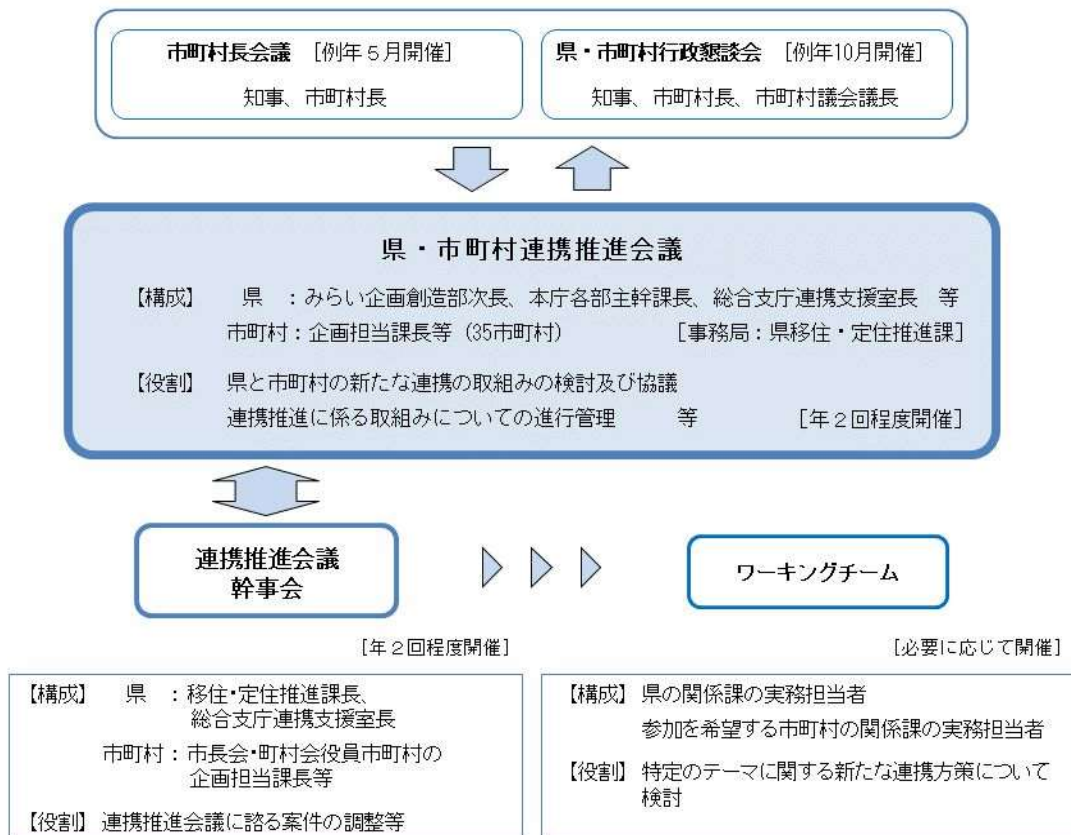
② 市町村の施策や事業構築のコーディネート

市町村に求められる施策や事業を、市町村自らが主体的かつ効果的に構築できるよう、市町村間の連携や市町村と専門機関・専門家との間の連絡調整等のコーディネートを実施。

③ 先導的な取組みの創出・展開

他地域や全県のモデルとなるような地域の先導的な取組みを、県と市町村が互いに知恵を絞りながら、創出・展開。

【地域における推進体制】



※テーマによっては、既存の各種協議会等で検討することも想定

※ 市町村総合交付金制度：県単独補助金等の一部を統合化することで弾力的な運用を可能にし、市町村ごとの実情に応じた事業展開を可能にするとともに、市町村における補助金の申請事務だけでなく、県の補助金の交付事務についても軽減を図るという趣旨で、平成10年度に創設された制度。

【県・市町村連携推進方針】の概要

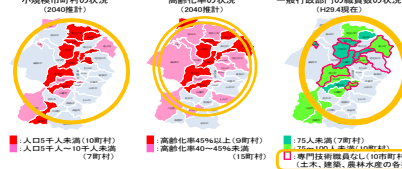
～ 県と市町村とのさらなる連携の推進 ～ 『県・市町村連携推進方針』の概要

1 県と市町村との連携について

(1) 県内市町村を取り巻く情勢

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化（特に町村部で顕著）
- 行政ニーズの多様化・複雑化
- 職員数の減少に加え、小規模町村を中心に、土木や農林などの専門技術職員が不足
- 雇用創出や移住・定住等、地域創生の取組みの積極化

＜ 県内市町村の人口減少・職員数等の状況 ＞



※「小規模市町村の状況」と「高齢化率の状況」は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（H25.3推計）』に、「一般行政部門の職員数の状況」は、『平成29年地方公共団体定員管理調査結果』（総務省）に基づき整理。

(2) 市町村間／県と市町村との連携の現状

- 《市町村間の連携》
- 事務の共同化等、地域の実情に応じた様々な連携を展開（一部事務組合、事務の委託、定住自立圏等）
- 《県と市町村との連携》
- 各分野・地域で、時々々の課題に応じて、各種の取組みを実施中でも、専門的・技術的分野については、技術面での助言や技術研修、災害時の応援等を実施
 - 総合支庁に「連携支援室」と各部横断の「連携支援サポートチーム」を設置し、市町村との連携推進体制を強化（H28）

(3) 課題

- 県内市町村（特に小規模町村）において、
 - ① 行政サービスの安定的・持続的な提供
 - ② 人口減少問題の克服と成長力確保に向けた取組みの積極的な展開を図っていくためには、**分野や行政の枠を越え、県内外の多様な資源を一層活用していくことが必要**

2 今後の連携推進の基本的な考え方

(1) 県と市町村とのさらなる連携の趣旨

- **市町村の自立的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの「地域創生」を実現し、ひいては県全体で「やまがた創生」を実現するため、これまでの地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠を越えて、県と市町村とのさらなる連携を推進**

(2) 連携推進の視点

I 市町村の自立的な行政運営の確保

- ① 市町村の行政運営を支える基盤（人材、専門性・技術、財政等）へのサポート
- ② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大

II 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- ① 県・市町村の資源（人材、ノウハウ等）及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用
- ② 市町村の施策や事業構築のコーディネート
- ③ 先導的な取組みの創出・展開

（参考）第31次地方制度調査会答申（H28.3）より抜粋

◎広域連携等による行政サービスの提供
人口減少社会において、(略)あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

3 さらなる連携推進の方向性

- 2の「基本的な考え方」を踏まえた「(1) 新たな方向性」の下、次の「(2) 連携の枠組み」により、新たな取組みを創出・展開し、さらなる連携を推進

(1) 新たな方向性

- i) 市町村における地域資源の捉え方や住民との関係性、県が有する様々な情報やネットワーク、政策立案のノウハウ等を積極的に活用
- ii) 福祉や地域づくり等の分野を越えた総合的な取組みを推進
- iii) モデルとなる連携の取組みを創出して、他地域や全県へ普及・展開

(2) 連携の枠組み

	展開方法	具体的な展開内容（主なもの）※「例」はこれまでの取組事例	主な連携手法
行政運営の確保	①行政運営を支える基盤へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門技術職員が不足する町村等への助言・支援、災害時の応援 ● 人事交流・研修等による人材育成支援（ICTの技術高度化等にも対応） ● 行務効率化に関する助言、検討の場の設置（例）水道事業のあり方検討 	助言・支援 交流派遣 研修
	②業務の効率化・事業効果の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務の共同実施 / 施設やシステムの共同設置・共同利用 例）個人住民税の共同催告、共同徴収 / 道路施設の点検診断業務の地域横断での一括発注 / 情報システムの共同化 ● 市町村間連携の促進 例）一部事務組合、事務の委託、定住自立圏、連携中核都市圏 	事務や施設等の共同化 広域連携の仕組み
「やまがた創生」の実現	①県・市町村の資源等の効果的・総合的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との協働による事業の実施 例）予算一体型：若者定住支援基金の運営（奨学金返還支援） 役割分担型：やまがた健康マイレージ事業（県：企業協力依頼、市町村：参加者へのポイント付与、カード交付） ● 県と市町村で協議会等を設置し、各種事業を企画・実施 例）全県及び各地域の観光協議会による観光振興の取組み ● 市町村の創意工夫による事業実施の支援（例）市町村総合交付金 	予算・役割分担 協議会補助金・交付金
	②施策や事業構築のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の解決に向けた検討を行う場の設置 例）最上地域政策研究所（県・市町村職員による地域課題解決の施設立寄） 地域別/府民交流空間個別協議会（視察研修セミナーの企画） ● 市町村と専門機関との調整 例）市町村と県看護協議会の連携による訪問看護サービス立ち上げ支援 	協議会 研究会 研究協議会との連携 専門家派遣
	③先導的な取組みの創出・展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との連携によるモデル事業の展開 例）地域運営組織の立ち上げなど、地域再生計画に基づく事業（先導型、横展開型） 西村山地域広域連携協議会（高校生の下校用バスの調査運行） 	予算・役割分担 専門家派遣

4 連携推進に向けた体制

(1) 地域における推進体制

地域の実情を踏まえた連携の取組みは、引き続き、総合支庁と管内市町村からなる**推進体制**の下で積極的に展開

＜活動方向＞

- ・ 定期的な情報交換を通じて、地域の課題を的確に把握・共有
- ・ 総合支庁の「**連携支援サポートチーム**」を活用しながら、新たな連携の取組みを検討・実施

(2) 全県的な推進体制

県と市町村及び市町村間の連携の取組みを、地域や分野の枠を越えて、より総合的・効果的に推進するため、**県と市町村からなる『県・市町村連携推進会議』**を設立・運営

〔メンバー〕市町村：企画担当課長 等
県：みらい企画創造部次長、各部局主幹課長、各総合支庁連携支援室長 等

＜活動方向＞

- ・ 連携課題・ニーズ調査の実施結果等を踏まえて、新たな連携テーマについて検討・協議
- ・ 必要に応じて **実務担当者のワーキングチーム** を開催して、具体的な連携方策について検討
- ・ 県内外の先進事例の情報収集・提供（「見える化」）や意見交換を通じて、それら事例の「横展開」、「全県への展開」を推進

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援					
① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート	必要なサポートを推進				<ul style="list-style-type: none"> ○「県・市町村連携推進方針」の策定(H30.3) ○「県・市町村連携推進会議」の設立及び開催 H29～R2累計:5回 ○ICT利活用の促進に向けた市町村を対象とした研修会等を実施 R2:7回 ○広域連携の状況(R2末現在) <ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合 10 広域連合 2 連携中枢都市圏 1 定住自立圏 4 ○自治体クラウドに関する勉強会を実施 H30～R2累計:18回 ○最上地域5町村による自治体クラウド導入について、協議会にアドバイザーとして参加し、基本計画等(R2.3)の策定を支援 ○山形県事務・権限移譲推進プログラム(R3.〇改定) R2.4現在:35市町村へ22法令184事務を移譲 ○市町村総合交付金 R1交付額:424百万円
	デジタル化を支援	(職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等)			
② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大	推進				
③ 広域連携の推進	連携事業創出に向けた支援の実施	(連携中枢都市圏や定住自立圏等の枠組みのもとでの広域的な課題に関し、支援)			
	情報システムの共同利用を促進				
④ 事務・権限移譲の推進	推進				
⑤ 市町村の創意工夫による施策展開への支援	市町村総合交付金による支援の実施	(適宜、対象事業の追加・見直し等を検討)			
(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現					
① 県・市町村の資源及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用	資源の効果的・総合的な活用の推進				<ul style="list-style-type: none"> ○「県・市町村連携推進方針」の策定(H30.3) ○「県・市町村連携推進会議」の設立及び開催 H29～R2累計:5回
② 市町村の施策や事業構築のコーディネート	連絡調整等のコーディネートの実施				
③ 先導的な取組みの創出・展開	推進				

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
ICT 利活用の促進に向けた市町村を対象とした研修会等の開催数(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	7件 (～R2年度)	28件 (～R6年度)
連携中枢都市圏や定住自立圏における新規事業数(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	5件 (～R2年度)	10件 (～R6年度)
新たに創出された連携事業数(累計)	8件 (～R2年度)	12件 (～R6年度)

4 多様な主体との連携強化



県民、NPO^{*}、企業、大学等の持つ専門的知識やネットワーク等を活かして、多様化・高度化する行政需要に対応し、質の高い県民サービスを提供していくため、多様な主体との連携・協働を積極的に推進する。

(1) 県民・NPO等との連携・協働

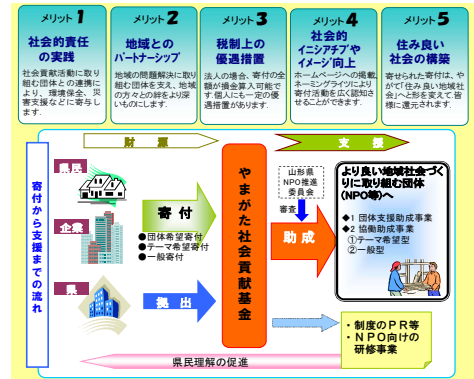
① 県民・NPO等との連携・協働の推進

社会全体にとって効率的・効果的な行政サービスにつながるよう、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、県とNPO等との協働事業や「やまがた社会貢献基金^{*}」を活用した助成事業を通して、県民・NPO等との連携・協働を推進。

② NPO等の活動基盤の充実・強化

NPOが自立的に活動できるよう、「やまがた社会貢献基金」等を活用した支援を推進するとともに、中間支援組織^{*}等と連携し、NPOの活動基盤の充実・強化を支援。

【「やまがた社会貢献基金」の概要】



(2) 企業・大学等との連携・協働

① 企業等との連携・協働の推進

県民サービスの向上と地域活性化を図るため、企業等との包括連携協定^{*}の締結による相互連携や、企業等からの新たな連携・協働事業の提案、県事業への企業等の積極的な参画・協賛、全庁的な取組みの推進を目的とした「民間企業との連携推進会議」の開催を通して、民間のノウハウを取り入れた連携・協働の取組みをより一層推進。

② 大学等との連携・協働の推進

大学等との協定締結による研究開発や人材育成、人材確保等の取組みを推進。

【「民間企業との連携推進会議」の概要】



※ NPO: Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人 (NPO 法人) のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。本プランにおいては、公益法人や公益を担う側面を持つ各種団体、例えば自治会や町内会等の地縁組織等を含む場合は、「NPO 等」と記載している。

※ やまがた社会貢献基金: 身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、NPO等の社会貢献活動団体が取り組む事業を支援し、住み良い地域社会をつくることを目的に、平成20年度に県民・企業の寄付金と県の拠出金で造成した基金。

※ 中間支援組織: NPO等と県民、企業、行政等の間に立ち、多方面からNPO等の活動を支援する組織。主な中間支援機能として、情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援等がある。

※ 包括連携協定: 民間企業等の持つノウハウやネットワークを活用することで施策の効果を高めるため、県政の幅広い分野において包括的な連携を目的に締結するもの。

(3) 近隣県等との広域連携の推進

近隣県等の中で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化。

(4) 民間活力の活用

① 民間移譲

公の施設について、引き続き県が保有する必要性を常に検証するとともに、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討。

② 民間委託

- 「民間等委託推進方針」（平成17年7月策定）に基づき、県民サービスの質の向上、効率的・効果的な行政運営の確立、地域の活性化、雇用の創出を図るため、協働の視点に立った民間委託を引き続き推進。
- 既に民間委託を行っている業務については、一層の効率化や効果を高めるための点検・見直しを実施。

③ 指定管理者制度*

- 直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討。
- 指定管理者制度導入施設について、導入効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリング（管理運営状況の分析・検証）を徹底し、県民サービスの一層の向上を推進。

④ 地方独立行政法人*制度

地方独立行政法人について、設立の目的に沿って、効率的・効果的な業務運営がなされるよう、目標による管理と評価を適切に実施。

⑤ 公民連携（PPP*）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI*）

- PPP及びPFIの手法の導入について、公共施設整備等の際に、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」（平成29年3月策定）に基づき検討。
- 東北ブロックプラットフォーム等を通じて、PPP及びPFIの手法の普及等を推進するとともに、県プラットフォームの形成について、先進事例の研究等を参考としながら検討。

※ 指定管理者制度：地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度。民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、県民サービスの一層の向上、行政経費の削減、地域の活性化等を図ることをねらいとしている。

※ 地方独立行政法人：住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

※ PPP：Public Private Partnershipの略。公民連携。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

※ PFI：Private Finance Initiativeの略。民間資金等の活用による公共施設等の整備等。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPPの一類型。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 県民・NPO等との連携・協働					
① 県民・NPO等との連携・協働の推進	連携・協働の推進	(県とNPO等との協働事業等により、連携・協働を推進)			○やまがた社会貢献基金助成事業によるNPO活動支援 H20～R1累計:548事業、助成額464百万円
② NPO等の活動基盤の充実・強化	活動基盤の充実・強化	(やまがた社会貢献基金を活用した支援等により、活動基盤の充実・強化を支援)			○県とNPO等との協働事業の実施 148事業(R2)
(2) 企業・大学等との連携・協働					
① 企業等との連携・協働の推進	民間のノウハウを取り入れた連携・協働の取組みの推進	(協定による相互連携や企業等からの連携・協働事業の提案等を通して、取組みを推進)			○企業等との包括連携協定の締結数 14件(R2.3現在) ○企業等との連携事業 やまがた子育てサポート事業、やまがたイクボス同盟 等
② 大学等との連携・協働の推進	協定による研究開発や人材育成等の取組みの推進	(随時、新たな協定を締結)			○大学等との連携事業 米沢栄養大学等と連携した減塩プロジェクト、東北芸術工科大学等と連携した空き家対策事業、東北芸術工科大学、山形大学等と連携した学生寮の整備 等
(3) 近隣県等との広域連携の推進					
	多様な分野での連携の強化	(地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、連携を推進)			○「新 宮城・山形の連携に関する基本構想『未来を共に創る 新MYハーモニープラン』」を策定(H30.3)
(4) 民間活力の活用					
① 民間移譲	施設の必要性を随時検証	(運営を希望する事業者がいる場合、移譲を検討)			○民間委託の実施状況 「地方行政サービス改革の取組状況等」(総務省調べ・公表)における調査対象の全業務が、「全部委託」又は「一部委託」(R2.4現在)
② 民間委託	民間委託を推進 委託業務の点検・見直し				○「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドラインに基づき、制度導入を推進 R2.4現在:166施設中、135施設に導入
③ 指定管理者制度	活用可能性の検討 分析・検証				○地方独立行政法人制度の導入状況 山形県・酒田市病院機構(H20.4設置)、山形県立公立大学法人(H21.4設置)、公立大学法人山形県立保健医療大学(H21.4設置)
④ 地方独立行政法人制度	目標による管理と評価の実施				
⑤ 公民連携(PPP)・民間資金等の活用による公共施設等の整備等(PFI)	優先的検討方針に基づく検討 普及の推進 プラットフォームの形成について検討	(導入が適当と評価された事業について、PPP・PFI手法による整備等を実施)			○PFIによる事業の実施 県営住宅建替事業 3件 県立高校改築事業 1件 ○PFIによる県立高校改築整備事業の実施 等

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
やまがた社会貢献基金助成額(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	464百万円 (～R1年度)	587百万円 (～R6年度)
県とNPO等との協働事業数	148事業 (R2年度)	170事業 (R6年度)
企業との包括連携協定の締結数 ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	14件 (R1年度)	24件 (R6年度)
大学等との協定の締結数	82件 (R2年度)	90件 (R6年度)
県と大学等との連携事業数	63事業 (R2年度)	71事業 (R6年度)
「地方行政サービス改革の取組状況等」(総務省調べ・公表)における調査対象業務の「全部委託」又は「一部委託」の割合 (「全部委託」又は「一部委託」している調査対象業務数／全調査対象業務数)	100.0% (R2年度:13業務／13業務)	100%を維持 (R6年度)
指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価*の割合 (A評価の項目数／対象項目数) * A評価:「サービス向上」及び「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目において仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされているもの。(A～Dの4段階評価)	48.2% (R1年度:55項目 ／114項目)	50%以上 (R6年度)



「山形県戦略的広報基本指針（令和2年度改訂版）」（令和3年〇月策定）に基づき、本県の施策や取組みなどについて、様々な媒体を活用して県民への正確かつ分かりやすい情報提供を行い、県政に対する理解と信頼を得る。また、情報の発信に当たっては、「訴求対象」「手段」「タイミング」を意識し、計画性を持って、組織的に、継続的に実施する「戦略的広報」を実践していく。

また、行政情報等の迅速かつ適切な公開・公表を推進することにより説明責任を果たし、県行政の透明性を確保するとともに、内部統制制度[※]の運用を通じて、確実に適正な事務執行を確保するなど、県民の期待に応える信頼性の高い県政運営を推進する。

（1）情報発信の充実・強化

① 県民等の理解と信頼を得る広報の推進

多様な利害関係者の県政への信頼と理解が深まり、参画と協働が促進されるよう、利害関係者との双方向のコミュニケーションの確立に努め、“必要な情報を必要な方”へ確実に届け、伝わる広報を推進。

② 「外」の「活力」を呼び込む広報の推進

- 国内外から人、モノ、事業等を呼び込むために実施する事業や施策の効果を高めるため、広報の対象とする市場において、それぞれに適した広報媒体・手段を効果的に活用して積極的に情報発信。
- 広く「山形」を認知してもらうため、山形の多様な魅力や個性、強み等を、国内外に発信し、本県の認知度やイメージを向上・確立。

③ 危機管理に係る広報の推進

大規模災害、感染症の拡大、テロ攻撃、重大事故等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際し、県民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供。平時においても、有事に備えた予防・減災対策推進のための情報提供を実施。

④ 戦略的広報におけるPDCA[※]サイクルの確立

全庁的な戦略的広報の展開を図るうえで、施策や事業の展開に当たっては、PDCAサイクルを意識し、広報の効果測定・評価分析の視点を採り入れるとともに、外部専門家の知見の活用や民間広報実践者等との連携により、見直し改善を進め、広報の実践力を強化。

※ 内部統制制度：地方公共団体が組織として適正な業務執行を確保するため、業務執行の際に発生可能性が高く、影響度の大きいリスク（適正な事務の阻害要因）について、発生頻度や影響度を低減するための対応策を整備するとともに、PDCAにより見直しを図りながら、持続的に運用する体制を構築する制度（地方自治法改正[平成29年6月]により、都道府県及び指定都市への制度導入が義務化）。

※ PDCA：Plan（計画策定）、Do（実施）、Check（検証）、Action（見直し）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

(2) 情報公開等の推進

① 情報公開の推進

- 「山形県情報公開条例」に基づき、県が保有する公文書を請求に応じて適正に開示するとともに、行政情報センター及び各総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適正に実施。
- 審議会等（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関、協議会や懇話会等）の会議については、原則として公開するとともに、審議会等の会議の概要など県政に関する情報については、県ホームページ等で公表。

② データ活用の推進〔再掲〕

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

(3) 適正な事務執行体制の確保

① 内部統制制度の着実な運用

重大な不祥事等の原因となるリスク（適正な事務の阻害要因）の発現を未然に防止し、県庁全体の公務能率を高め、適正な事務を滞りなく執行する組織体制を構築するなど、内部統制制度を着実に運用。

② 公文書等の適正な管理等

公文書等は、県民共有の知的資源であり、県民が主体的に利用しうるものであるとの認識の下、「山形県公文書等の管理に関する条例」に基づき、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を推進。

③ 情報資産の適切な管理

「山形県情報セキュリティポリシー※」（令和2年12月改定）に基づき、県が保有するパソコンや電磁的記録媒体、情報システム及びこれらで取り扱う情報等の情報資産※を適正に管理するとともに、サイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進。

④ 個人情報保護制度の適正な運用

個人情報の取扱いに関する実務研修会や全庁的な総点検等を通じて、「山形県個人情報保護条例」に基づく適正な運用を推進。

※ 山形県情報セキュリティポリシー：県が保有する情報資産を適切に保護するため、県が行う情報セキュリティ対策について総合的、体系的に取りまとめたものであり、明文化することで、本県の情報セキュリティに対する考え方を全職員が共有し、情報セキュリティの強化・維持を図るもの。

※ 情報資産：パソコンやサーバ等の機器、電磁的記録媒体、ネットワーク、情報システム及びこれらで取り扱う情報（印刷した帳票及び文書を含む。）等であって、県が保有又は契約により使用等するもの。

⑤ 公務員倫理の徹底

- 職員の法令遵守や職務専念義務の意識を徹底（山形県職員服務規程）。
- 職員の倫理保持を徹底（山形県職員倫理規程）。

（４）県政推進に向けたPDCAサイクルの実施

- 総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁的な取組みを効果的かつ効率的に推進するPDCAサイクルを実施。
- 施策レベル、事務事業レベルにおいて、各部局長等のマネジメントによる内部評価及び有識者による外部評価・検証を行い、次期施策や事業に反映。
- 総合発展計画実施計画の取組状況や成果、目標達成度等については、県のホームページで公表するとともに、主要な施策の成果については議会に報告。

（５）地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

本県の実情に即した施策を主体的・自立的に行えるよう「提案募集方式※」や「手挙げ方式（選択的な移譲）※」を活用し、国からの事務・権限の移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し等）を推進。

【「山形県戦略的広報基本指針」の概要】

策 定 中

※ 提案募集方式：個々の地方公共団体から、全国的な制度改正に係る提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う方式。

※ 手挙げ方式（選択的な移譲）：全国一律の移譲が難しい場合に、個別法令に基づき、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に権限移譲を行うための手法。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 情報発信の充実・強化					
① 県民等の理解と信頼を得る広報の推進	広報の質と量を向上				<ul style="list-style-type: none"> ○「山形県戦略的広報基本指針」の策定(H30.3) ○紙媒体に加え、SNSや動画など、新たな情報媒体の活用 ○県ホームページのリニューアル(R2.10~) ○評価検証のためインターネットアンケート調査を実施し、その結果を受け、情報発信の取組内容を改善(H30~)
② 「外」の「活力」を呼び込む広報の推進	適した広報媒体等を効果的に活用 山形の個性等を国内外に発信				
③ 危機管理に係る広報の推進	迅速かつ正確に情報を提供				
④ 戦略的広報におけるPDCAサイクルの確立	効果測定・評価分析 見直し改善・実践力強化				
(2) 情報公開等の推進					
① 情報公開の推進	公文書の適正な開示・情報提供の適切な実施				<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開窓口利用者数 1,273人(R1) ○県が保有するデータを県ホームページ上で公開 221件(R1末現在)
② データ活用の推進 [再掲]	オープンデータ化の推進				
(3) 適正な事務執行体制の確保					
① 内部統制制度の着実な運用	着実な運用				<ul style="list-style-type: none"> ○「山形県内部統制に関する基本方針」の策定・公表(R2.3) ○内部統制制度の試行(R1)、本格実施(R2~) ○山形県公文書等の管理に関する条例等の施行(R2.4~) ○公文書管理研修会の開催(R1~) ○情報セキュリティ対策の抜本的な強化(H2.1~) ○高度なセキュリティ対策の導入 ○情報セキュリティに関する職員研修の実施 ○個人情報保護制度に係る担当職員研修会等の開催 ○所属長等を対象に「不祥事再発防止に向けた研修」を実施(H27)
② 公文書等の適正な管理等	公文書等の適正な管理 歴史的文書の適切な保存・利用等				
③ 情報資産の適切な管理	適正管理の推進 情報セキュリティ対策の推進	(情報システム等をサイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進)			
④ 個人情報保護制度の適正な運用	適正に運用				
⑤ 公務員倫理の徹底	法令順守や倫理保持の徹底				

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(4) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施	評価・検証、次期施策・事業への反映、公表				○施策及び事務事業について外部評価・検証を受け、予算編成に反映(H25～R1)
(5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	権限移譲等の推進	(募集提案方式や手上げ方式を活用)			○地方分権改革に係る提案状況提案14件、実現・対応済み6件(H26～)

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
県の情報発信を評価する者の割合 〔(「評価する」の回答者数／全回答者数)+(「ある程度評価する」の回答者数／全回答者数)〕 ＜山形県戦略的広報基本指針(R3.○)＞	68.0% (R2年度: 312人／2,791人) +(1,584人／2,791人)	上昇 (R6年度)
山形県オープンデータカタログに掲載するオープンデータセット数 (累計)【再掲】 ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	236件 (～R2年度)	255件 (～R6年度)
内部統制の運用における重大な不備の発生件数	R2年度の件数 (R2年度) 〔参考:上期2件〕 ※R3.2月末確定予定	0件 (R6年度)

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化



大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、「山形県防災基本条例」、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和3年〇月改定）等に基づき、多様な主体と連携した事前防災や減災[※]等の取組みを推進するとともに、県における危機対応力の強化を図る。

(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

① 市町村との連携・協働の推進

- 地域防災力の強化に向けて、自主防災組織[※]の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等の取組みを推進。
- 市町村と連携した各種防災訓練を実施するとともに、県と市町村による防災に関する合同研修を開催。
- 「自らの命は自らが守る」意識の向上・徹底に向けて、地域や学校等において、地域の災害リスクや適切な避難行動を学ぶ防災教育の取組みを推進。

② NPO・企業等との連携・協働の推進

- 「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会[※]」の活動により、災害に備え、平時からボランティアやNPO間の横断的なネットワークの形成に向けた取組みを行うとともに、大規模災害時には「山形県災害ボランティア支援本部[※]」を設置・運営し、「市町村災害ボランティアセンター[※]」の円滑な設置・運営を支援。
- 大規模災害時の物資調達や役務の提供等に係る企業等との応援協定について、実施体制の整備及び訓練の実施等により実行性を確保するとともに、新たな協定の締結を検討。
- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化。

※ 減災：災害時において発生する被害を最小化するための取組み。「防災」が被害を出さない取組みであるのに対して、「減災」とはあらかじめ防げない被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。

※ 自主防災組織：「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自発的に結成する防災組織。

※ 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会：平常時から、災害に備えたボランティアやNPO間の横断的なネットワークを形成していくため、山形県社会福祉協議会や災害支援NPO、県等により設置された組織。

※ 山形県災害ボランティア支援本部：大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織され、災害ボランティアのニーズ等情報発信や県内外の災害支援NPOとの連携などを実施することにより、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う組織。

※ 市町村災害ボランティアセンター：大規模災害時に、市町村や市町村社会福祉協議会等が、災害ボランティアと被災者のニーズの調整（コーディネート）等を行うために設置される組織。

③ 広域連携の推進

他県等との相互応援協定や「山形県災害時広域受援マニュアル」（平成29年3月策定）等について、定期的な情報交換や訓練等、実効性確保に向けた取組み及び見直しを推進。

（２）危機対応力の強化

① 県の業務継続計画（BCP）※に基づく研修・訓練等の実施

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態発生時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づき、平時から必要な準備を実施。
- 計画の内容について、研修や訓練の実施等により職員へ周知を図るとともに、必要に応じて、適時適切な見直し等を行うなど、実効性を確保。

② 職員の危機管理能力の向上

- 研修や訓練等を通じて、職員の危機管理に関する意識や対応力を強化。
- 「危機管理確認週間」を設定し、各所管業務のマニュアルを定期的に点検するとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施。

③ 災害等における効果的な情報発信

- 県が開設する防災関係のホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」、「山形県土砂災害警戒システム」等において、防災情報を適時適切に発信。
- 防災行政無線やラジオの緊急放送、データ放送、緊急速報メール等、県民に対する情報伝達手段の多様化を推進。

④ ICTを活用した災害への対応・対策

- ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進。
- GPSによる道路除雪事務の効率化を引き続き図るほか、GPSを活用して除雪機械の現在位置の常時把握による緊急時の早期対応の実施に向けて検討するなど、ICTを活用した雪害対策の充実を推進。

※ 業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。（BCP：Business Continuity Planの略）

【山形県業務継続計画（地震災害編）】

1 業務継続計画とは（BCP=Business Continuity Plan）

山形県地域防災計画に基づき、大規模地震が発生した場合において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務などの非常時優先業務を迅速・適切に実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、県民生活や社会経済活動の維持と早期復旧を図ることを目的として、非常時優先業務とその業務継続に必要な資源（人員、物資等）の確保について定めた計画。

2 業務継続計画の必要性と効果

(1) 必要性

- 山形県は、今後、東日本大震災に匹敵する地震の発生が懸念されており、災害発生により県の業務が長時間中断すると、県民生活及び経済活動等に大きな支障が生じる。
- 民間企業においても、災害時の復旧にあたっては、県の機能が維持・復旧されていることを前提にしているため、県機関の長時間の中断は、企業の事業継続に多大な影響を与える。

(2) 効果

- あらかじめ非常時に実施する業務を特定することで、業務の立ち上げ時間が短縮される。
- 発災を想定した事前対策を実施することにより、発災直後の業務レベルが向上する。

【業務継続計画導入後のイメージ】

3 業務継続の基本方針

- ① 県民の生命、身体及び財産等を守る。
- ② 大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を最優先で実施し、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。
- ③ 非常時優先業務遂行のための事前対策を実施する。

4 業務継続計画の対象

本庁舎（県庁舎・議会棟）の各部局の業務を対象とする。

5 想定する災害の概要

想定地震	山形盆地断層帯を震源とする地震、マグニチュード7.8（発災ケース：冬期早朝）
最大震度	震度7（県庁周辺は震度6強）
建物被害	全壊約3万5千棟、半壊約5万4千棟
火災	出火：約160件、建物焼失：約300棟
ライフライン被害	上水道断水：約20万2千世帯、都市ガス停止：約5万世帯
インフラ被害	停電：約11万5千世帯、電話不通：約9万8千世帯
人的被害	死者：約2,100人、負傷者：約2万2千人 （平成14年度 山形盆地断層帯被害想定調査結果より）

6 非常時優先業務の選定

地震発生後から経過時間（1週間まで）ごとに、災害対策本部において実施すべき災害応急対策業務や優先度の高い復旧・復興業務のほか、各部局において業務継続の優先度の高い通常業務を非常時優先業務として選定する。

(1) 応急業務

- 地域防災計画で定めた災害対策本部で実施する業務等（災害対策本部の設置、被災状況の把握、応急復旧の実施、緊急物資の確保・輸送等）

(2) 業務継続の優先度の高い通常業務

- 通常行っている業務の中で、県民の安全確保に直結する業務や県民生活や県経済に支障を及ぼすなど、発災後であっても速やかな開始・再開が求められる業務（重要な業務システムの復旧、社会重大行事（選挙等）の延期調整、生活環境の保持（食品衛生・環境保全）等）

(3) 非常時優先業務の発災からの経過時間別選定結果

【非常時優先業務の範囲】

発災からの経過時間	1時間	3時間	6時間	12時間	1日	3日	1週間	計
応急業務	61	120	10	7	7	18	6	229
通常業務	0	55	4	4	16	26	22	127
計	61	175	14	11	23	44	28	356

7 非常時優先業務の実施体制

(1) 職員の確保

地震発生時、各部局主幹課は職員の参集状況を集約し、部局内の配置調整を行うとともに、再配置だけでは対応が困難な場合、災害対策本部に応援職員の要請を行う。

(2) 業務継続に必要な職員数と参集可能な職員数の状況

勤務時間外において地震が発生した場合において、非常時優先業務の業務を行うために必要な職員数と参集が可能な職員数を、発災からの経過時間ごとに算出。本人・家族の被災や救助などにより参集が困難な職員を除いた参集率を60%と設定。
(単位：人)

発災からの経過時間	1時間	3時間	6時間	12時間	1日	3日	1週間
必要職員数	77	441	481	517	591	606	599
(参集可能職員数:参集率 60%)	81	616	749	876	909	918	918
(参考:参集率 100%の場合)	134	1,027	1,251	1,463	1,513	1,529	1,529

8 業務継続のための執務環境の確保

県庁舎の施設機能について、現状や被災による影響・課題を整理し、対策を進める。

建物被害	建物被害はないが、電気・ガス・上水道などが一時停止（非常用電源あり）
ライフライン対策	停電時に稼働する非常用電源の燃料確保 NTT回線の不通や輻輳を想定した、防災行政無線や衛星携帯電話の活用 業務に従事する職員の食糧や飲料水、トイレ等の確保 など

9 業務継続体制の向上

- ① 訓練や実際の災害対応等を通じて業務継続計画の定期的な点検と必要な修正を行う。
- ② 各部局における災害対応マニュアル等の点検、修正を進める。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働					
① 市町村との連携・協働の推進	地域防災力の強化				○山形県防災基本条例の制定(H29.3)、事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画の改定(R3.0)
	防災訓練や研修の実施	(自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等を推進)			
	防災教育の推進				
② NPO・企業等との連携・協働の推進	NPO等との連携・協働の推進	(ボランティアとNPO間のネットワーク形成に向けた取組みの実施)			○大規模災害時における企業等との物資調達等に関する協定の締結数 136件(R1) ○災害時施設相互応援協定による支援体制の整備(H28.2～) ○災害派遣福祉チームの派遣母体設立に向け、山形県災害福祉支援ネットワーク準備会の設置(R2.8) ○介護・障がい者施設等の職員相互応援ネットワーク体制の整備(R2.10～)
	企業等との連携・協働の推進	(応援協定の実行性確保に向けた取組み等を推進)			
	災害ボランティアの人材育成				
	官民協働による福祉ネットワーク体制の充実・強化				

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
② NPO・企業等との連携・協働の推進	県災害福祉支援ネットワーク協議会の設立				○「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定等の締結」 ○「災害時広域受援マニュアル」の策定(H29.3)、「広域支援対策マニュアル」の策定(H30.4)
③ 広域連携の推進	定期的な情報交換や訓練等の実施				
(2)危機対応力の強化					
① 県の業務継続計画(BCP)に基づく研修・訓練等の実施	研修・訓練等の実施				○「山形県庁舎業務継続計画(地震災害編)」の策定(H29.6)、総合支庁業務継続計画」の策定(H28.2～3) ○各所属での危機管理マニュアルの点検と訓練実施を推進 訓練実施率 97.5%(R1)
	適時適切な見直し				
② 職員の危機管理能力の向上	研修・訓練等の実施				○防災HP「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」、「山形県土砂災害警戒システム」等で防災情報を速やかに発信 ○被災箇所の初動確認におけるドローンの活用(R1～) ○GPSによる除雪機械の稼働状況の把握(R1～)
③ 災害等における効果的な情報発信	適時適切な情報発信 情報伝達手段の多様化の推進				
④ ICTを活用した災害への対応・対策	ICTを活用した災害対応・対策・雪害対策の推進				

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
自主防災組織の組織率 (自主防災組織が組織されている地域の世帯数/全世帯数) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	90.6% (R2年度:376,308世帯 /415,274世帯)	95% (R6年度)
防災士の認証登録者数	1,619人 (R1年度)	2,400人 (R6年度)
災害に係るボランティア講習を受けた者の数(累計)	—	1,380人 (～R6年度)
災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員の登録数(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	7人 (～R1年度)	30人 (～R6年度)
応援・受援計画(仮称)	—	策定 (～R6年度)
災害派遣福祉チームの派遣母体である県災害福祉支援ネットワーク協議会	—	協議会設立 (R3年度)
緊急事態発生時の対処要領(各種危機管理マニュアル)を踏まえた訓練の実施状況 (危機管理マニュアルに基づく訓練実施件数/危機管理マニュアル整備件数) ＜山形県総合発展計画実施計画(R2.3)＞	97.5% (R1年度:383件/393件)	100% (R3～R6年度)

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

新型コロナウイルス感染症や自然災害等のリスクに柔軟かつ的確に対応できるよう、歳入の確保、歳出の見直しを図るとともに、効率的な組織体制等の実現に向けた取組みを進めるなど、限られた行財政資源で、第4次山形県総合発展計画に掲げる政策の推進と健全な財政を両立し、持続可能な行財政基盤を確立する。

1 歳入の確保



県税収入の確保をはじめ、ふるさと納税制度の活用や県有財産の売却・有効活用、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用など、歳入の確保に努める。

(1) 県税収入の確保

① 市町村との連携強化

- 「山形県地方税徴収対策本部」や各総合支庁税務担当課単位の地域協議会による県・市町村職員向け研修会や市町村への助言等を実施。
- 各地域協議会において、個人住民税に係る滞納事案の解決手法を検討する「滞納事案検討会」を開催し、共同催告や共同徴収等、県と市町村が連携した滞納整理を実施。

② 滞納整理の強化及び納税環境の整備

- 自動車のタイヤロックをはじめとした財産の差押えや、差押財産のインターネット公売等を実施。
- 新たに、スマートフォン用アプリを活用した納付方法を導入するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進。
- 口座振替（自動車税種別割、個人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税種別割）の利用を推進。

(2) 未収金対策の推進

未収金発生 of 未然防止と効果的な収納を推進するため、「山形県未収金対策本部」を中心に、担当職員向け研修会の開催や弁護士への相談、回収困難な債権回収の民間委託等を実施。

(3) 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを実施。

(4) 多様な財源の確保

- ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、「やまがた社会貢献基金」の寄附を促進。
- 県の広報媒体等への企業広告の掲載を推進。
- 自動販売機設置場所貸付やネーミングライツ[※]等、県有財産の有効活用を推進。
- 外部資金を積極的に活用。
- 基金、特別会計資金を有効活用。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 県税収入の確保					
① 市町村との連携強化	市町村と連携した取組みの推進	(合同研修や滞納事案検討会名の開催、共同催告等を実施)			<ul style="list-style-type: none"> ○ 県税の徴収率の維持・向上 現年度課税分：99.6%→99.7% 現滞計：98.4%→98.9% (H27→R1) ○ 市町村との滞納事案検討会の開催
② 滞納整理の強化及び納税環境の整備	強化・推進 スマートフォン用アプリを活用した納付方法の導入	(財産の差押えやインターネット公売を実施、口座振替・コンビニ納付等の利用を促進)			
(2) 未収金対策の推進	未収金発生の未然防止・効果的な収納の推進	→			<ul style="list-style-type: none"> ○ 未収金残高 36.9億円→42.5億円 (H27→R1) 回収等により▲26.1億円 発生により+31.7億円 ○ 毎年度の未収金縮減目標の設定 ○ 債権管理担当者研修会の開催 ○ 債権回収の民間委託の実施
(3) 受益者負担の適正化	使用料・手数料に係る検証・見直し	→			<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用料及び手数料の見直しの実施
(4) 多様な財源の確保	推進	(ふるさと納税等の寄附、県の広報媒体等への企業広告掲載、ネーミングライツなど県有財産の有効活用等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税額 6.5億円 (R1) ○ やまがた社会貢献基金への寄附金額 4億円 (R1までの累計) ○ ネーミングライツの導入 4億円 (H19～R1累計) ○ 県有財産の売却・有効活用による歳入 11億円 (H29～R1) うち売却分 7億円 うち有効活用分 4億円

※ ネーミングライツ：施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングスポンサー）からその対価を得て施設の管理運営に役立てるもの。

目標指標

目標指標項目		基準値	目標値
県税徴収率	現年度課税分 (現年度収入済額／現年度調定額)	99.7% (R1年度: 110,121,653,151円 ／110,497,321,561円)	99.7% (R6年度)
	滞納繰越分を含めた現滞計 (現滞計収入済額／現滞計調定額)	98.9% (R1年度: 110,434,364,238円 ／111,717,853,653円)	98.9% (R6年度)
地方税共通納税システムの県税の対象税目数		2税目 (R2年度)	4税目 (R6年度)
未収金残高		前年度の未収金残高 [参考:R1実績42.5億円]	年度末において 前年度より減少 (R3～R6年度)
県有財産の売却・有効活用*による歳入 *有効活用: 県の広報媒体等への企業広告の掲載、自動販売機設置 場所貸付、ネーミングライツ等		— [参考: H29～R1年度 累計11億円]	12億円 (R3～R6年度累計)

2 歳出の見直し



持続可能な行財政運営を進めるため、職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織を挙げて、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減等、歳出の見直しを徹底する。

(1) 事務事業の見直し・改善

- 部局長等のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自ら問題意識を持って事務事業の見直しや改善の提案を行い、当該提案を部局内で検討・協議したうえで、予算編成に反映。
- 特に、事業開始から一定期間が経過した事業等については、成果指標に基づく効果の測定及び評価を行い、重点的に見直し。
- 見直しによって得られた財源等については、県づくりの重要施策に振り向けるなど、引き続き事業と財源等の「選択と集中」を推進。
- 主な見直し・改善の成果等については、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の評価を受けるとともに、県ホームページで公表。

(2) 行政経費の節減・効率化

「山形県環境保全率先実行計画（第5期）※」（令和3年〇月策定）に基づき、省エネルギーや節電、ペーパーレス等の取組み（行政経費の節減）を推進。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 事務事業の見直し・改善	推進				○事務事業の見直し・改善 H29～R1累計： 経費削減額 110.8億円 削減事務量 9.3万時間
(2) 行政経費の節減・効率化	推進				○県の光熱水使用量等の削減 (H25基準、R1) 電気使用量 3.1% 灯油・重油使用量 12.9% 水使用量 17.6% 等

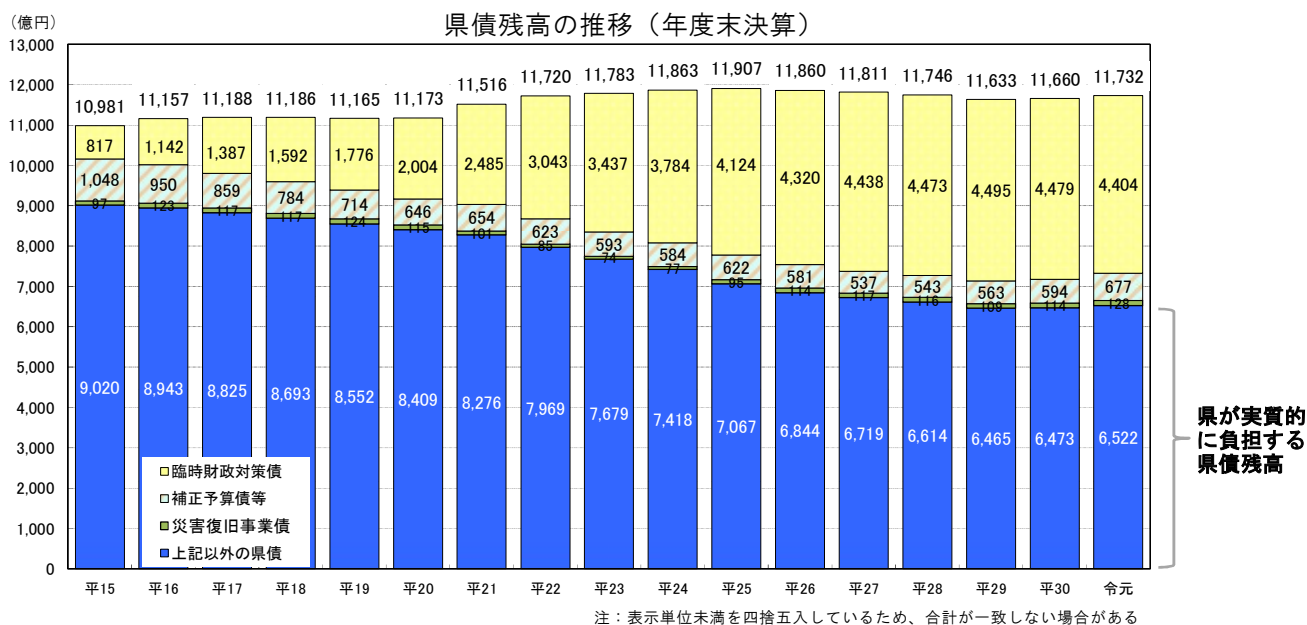
※ 山形県環境保全率先実行計画（第5期）：地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として、県が実施している事務及び事業における省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化を進め、温室効果ガスの排出量を削減するため、具体的な取組みと数値目標を定めたもの。

目標指標

目標指標項目		基準値	目標値
事務事業の見直し・改善	経費削減額	— 〔参考：H29～R1年度 累計110.8億円〕 ※H29～R2年度累計は R3.2末に確定予定	120億円 (R3～R6年度累計)
	削減事務量	— 〔参考：H29～R1年度 累計9.3万時間〕 ※H29～R2年度累計は R3.2末に確定予定	8万時間 (R3～R6年度累計)
県の光熱水使用量等の削減(R1年 度を基準年度とした各年度の目標) ＜山形県環境保全率先実行計画 (第5期)(R3.O)＞	電気	106,539千kwh (R1年度)	毎年度R1年度以下 (R3～R6年度)
	灯油・重油	10,991kl (R1年度)	毎年度1.5%削減 (R3～R6年度)
	ガス	558千m ³ (R1年度)	毎年度1%削減 (R3～R6年度)
	ガソリン・軽油	2,100kl (R1年度)	毎年度1%削減 (R3～R6年度)
	水	729千m ³ (R1年度)	毎年度1%削減 (R3～R6年度)
	用紙類	135,269千枚 (R1年度)	毎年度1%削減 (R3～R6年度)
	廃棄物	2,553t (R1年度)	毎年度1%削減 (R3～R6年度)

(2) 調整基金[※]の取崩しの抑制と県債[※]残高の減少

- 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債及び補正予算債等並びに災害復旧事業債を除いた県債残高の減少を推進。
- 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度[※]の運営を政府に強く要望。



県債残高（実質負担分）は、H15をピークに着実に減少
H15→R1：▲2,497億円

※臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債
※補正予算債等とは、政府の経済対策に伴う追加公共事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る公共事業の地方負担額に充当する県債
※災害復旧事業債とは、自然災害からの復旧事業を実施するための県債

(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた事業の選択と集中をより一層推進。

※ 調整基金：本県において財政調整基金と県債管理基金を合わせて呼ぶ場合の総称。それぞれの基金の説明は下記のとおり。

財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金

県債管理基金：県債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

※ 県債（地方債）：地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一般会計年度を超えて行われるもの。原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行が可能。このほか特例措置として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される臨時財政対策債や、公共施設の延床面積の縮小を伴う集約化・複合化等を図るため、既存施設の解体を行う場合に発行される公共施設等の除却に係る地方債等がある。

※ 地方交付税制度：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 財政の中期展望の作成	作成・公表				○当初予算案決定時に、「山形県財政の中期展望」を公表 ○臨時財政対策債及び補正予算債等並びに災害復旧事業債を除いた県債残高の減少 ▲2,497億円(H15→R1)
(2) 調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少	推進				
(3) 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進	事業の選択と集中の推進				

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
臨時財政対策債及び補正予算債等並びに災害復旧事業債を除いた県債残高	R2年度決算額 [参考: R1年度6,522億円]	プラン期間中における減少



限られた行財政資源の下で、新たな行政課題や地域課題、多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、頻発する大規模災害等へ機動的に対処できる応援体制等の構築に向け、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を図っていく。

(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備

- 「第4次山形県総合発展計画」に基づく県づくりの実現をはじめ、直面する多くの県政課題及び県民ニーズ等に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備するとともに、複数部局に跨る横断的課題に総合的かつ柔軟に対応できるよう庁内連携を引き続き推進。
- 総合支庁については、市町村支援への重点化や本庁との適切な役割分担の観点から、平成28年度より組織体制の見直しを図ったが、見直し・改善による成果検証を行うとともに、地域を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要な組織体制等を検討・整備。
- 出先機関について、社会経済環境の変化等を踏まえ、業務の必要性や集約化、民間ノウハウの活用、市町村との連携等の観点から各種の検証を行いながら、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な見直しを実施。
- 公の施設について、引き続き県が保有する必要があるか否かを常に検証するとともに、県民サービスの向上と、より効率的・効果的な運営を図る観点等から、指定管理者制度の適切な運用及び導入を推進する一方、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討。
- 現業業務について、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しつつ、業務及びその執行体制のあり方を検討。

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

- 当初予算編成とあわせた事務事業の見直し・改善により、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体的に検討。
- 県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し（廃止・統合等）を推進。

(4) 行政需要に応じた適正な定員管理

- 持続可能な行財政基盤の確立のため、今後の人口減少の急速な進行も踏まえ、これまでの行財政改革の取組みを後退させることなく、引き続き無駄のない簡素で効率的な組織機構、人員体制の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、新型コロナウイルス感染症対策や大規模な災害対応に的確に対処していくとともに、新しいやまがたの創造に向けた施策を効果的に展開していく必要がある。

以上のことを踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

- なお、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する教育、治安などの分野の現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理を実施。
 - ・ 教育委員会については、児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法[※]」による教職員の定数及び「山形県教育振興計画[※]」の推進等を踏まえた対応。
 - ・ 警察本部については、警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保。

(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理

職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら、適正な制度運用を実施。

※ 標準法：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の2つの法律を指す。

※ 山形県教育振興計画：教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育振興基本計画」として策定しているもの。現在の第6次山形県教育振興計画（後期計画）は令和2年度から令和6年度までの概ね5年間の計画として、令和2年3月に策定したもの。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備	必要に応じた組織体制の見直し 出先機関や公の施設、現業業務に係る検討				○地域活力の向上に向けた移住・定住施策を推進するため、「移住・定住推進課」を新設(R2)等
(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築	応援体制等の構築 業務量の平準化の推進				○新型コロナウイルス感染症に対処する防災くらし安心部等の業務量の辺純化を図るため、観光文化スポーツ部の職員に兼務発令を実施(R2)等
(3) 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し	事務事業の見直し・改善と一体となった組織・人員体制の見直し				○審議会等の数 146(H22)→139(R1)
(4) 行政需要に応じた適正な定員管理	適正な定員管理を推進				○知事部局の職員数 ▲23%、▲1,211人(H9→R2)
(5) 人事委員会勧告を踏まえた適正な給与管理	適正な給与管理を推進				○知事部局の職員給 ▲18.6%、▲63億円(H13→R2)

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価*の割合【再掲】 (A評価の項目数/対象項目数) * A評価:「サービス向上」及び「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目において仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされているもの。(A~Dの4段階評価)	48.2% (R1年度:55項目/114項目)	50%以上 (R6年度)

「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント※）基本方針」（平成29年12月改訂）に基づき、本県が保有又は管理・借用する財産を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に立ち、計画的な予防保全による長寿命化や、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、県有財産の総合的な利活用を推進する。

（１）県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- 今後も利活用を行う施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、トータルコストを縮減するとともに、財政負担を平準化。
- 各施設の維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえて策定された個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）※に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進。
- 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進。

（２）県有財産の有効活用

未利用施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用、企業広告の拡大など、県有財産の有効活用により収入を確保。

（３）県有財産の総量縮小

- 未利用地の積極的な売却を進めるとともに、施設（一般財産）の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等により、県有財産の総量を縮小し、歳入確保及び施設の維持管理等に要する経費を削減。
- インフラ資産及び公営企業資産（発電所や水道管路、病院施設や医療機器等）については、施設種別ごとの特性や経営的な視点を踏まえ、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、予防保全型の管理により、機能を維持・向上。

※ ファシリティマネジメント：県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。

※ 個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）：県有施設の計画的な予防保全を講じ、長寿命化を推進するために策定する一般財産（公共施設、学校施設、警察施設、職員公舎、その他庁舎等）やインフラ資産（道路、都市公園、河川、下水道施設、港湾施設等）の施設分類毎の計画のこと。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	県有財産総合管理基本方針の改訂	県有財産総合管理基本方針の推進			○「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」の改訂（H29.12） ○「山形県県有建物長寿命化指針」の策定（H27） ○個別施設計画の策定（R3.○）
	計画的な予防保全等・コスト縮減の推進				
	戦略的な維持管理・更新等の推進				
	複数施設の維持管理業務の一括発注を推進				
(2) 県有財産の有効活用	有効活用の推進	（貸付や企業広告の拡大など有効活用）			○県有財産の有効活用による歳入4億円（H29～R1）
(3) 県有財産の総量縮小	未利用地の売却の推進、施設の転用・集約・解体等				○県有財産の売却による歳入7億円（H29～R1）
	予防保全型の管理による機能の維持・向上				

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
一般財産施設に係るトータルコスト※の県民一人当たり負担額 <山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針（H26.12）> <山形県総合発展計画実施計画（R2.3）>	15,900円 （H25年度）	15,900円以下を維持 （R6年度）
複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数（知事部局）	3件 （R1年度）	6件 （R6年度）
県有財産の売却・有効活用による歳入【再掲】	— （参考：H29～R1年度累計11億円）	12億円 （R3～R6年度累計）

※ トータルコスト：中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。（総務省指針）

6 地方公営企業における健全な財政運営



地方公営企業について、中期的な経営計画をもとに、健全な財政運営に向けた取組みを推進する。

(1) 企業局における経営基盤の強化

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、各事業の対応方針を明確にした「山形県企業局経営戦略」(平成30年3月策定)に基づき、経営基盤の強化を推進。
- 定員管理については、持続可能な経営を基本に、安全で安定したサービスの提供、企業局と市町村等の連携強化及び再生可能エネルギーを利用した発電の拡大等の課題を踏まえて、適正に対応。

(2) 病院事業局における資金不足の解消に向けた取組みの推進

- 「山形県病院事業資金不足等解消計画[※]」(平成30年9月策定)等に基づき、経営基盤の強化を推進。
- 定員管理については、地域の医療需要への対応と効率的な事業経営を踏まえて、適正に対応。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 企業局における経営基盤の強化	経営戦略の推進				○「山形県企業局経営戦略」(H30.3)に基づき、経営基盤の強化を推進
(2) 病院事業局における資金不足の解消に向けた取組みの推進	病院事業資金不足等解消計画の推進				○「山形県病院事業資金不足等解消計画」(H30.9)に基づき、経営基盤の強化を推進

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
企業局全体の経常収支	黒字 (R1年度)	黒字の継続 (~R6年度)
病院事業全体の資金不足比率 [※] (資金の不足額/事業の規模) <山形県病院事業資金不足等解消計画(H30.9)>	14.5% (R1年度:4,882百万円 /33,593百万円)	山形県病院事業資金不足等解消計画の目標値を毎年度達成 (R3~R6年度) [参考:R9目標値▲0.7%]

※ 山形県病院事業資金不足等解消計画:総務省が定める「地方債同意等基準」の規定に基づく計画。資金不足比率が10%以上の公営企業を運営する地方公共団体は、地方財政法の規定により企業債の発行が協議制から許可制になり、その許可条件として、当該計画を策定する必要がある。

※ 資金不足比率: 医業収益に対する資金不足の額の割合のことで、経営状態の悪化の度合いを示す指標。

県が公社等*の事業を通じて行政目的を効率的かつ効果的に果たすとともに、公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立に向けて適切な取組みを図るための「公社等に関する指導指針」（平成28年3月改定）及び平成28年度から平成29年度にかけて実施した公社等の総点検で整理された方向性に沿って、運営管理の適正化を推進する。

(1) 公社等の経営に係る不断の見直し

- 「公社等に関する指導指針」及び公社等の総点検で整理された方向性を踏まえ、公社等ごとの経営状況等について、事業の意義、経営健全性（財務・経営状況、県の関与状況等）及び費用対効果等の観点から、それぞれ継続的かつ定期的に把握・検証し、必要な見直しを実施。
- 「公社等に関する指導指針」に基づき、公社等ごとに、毎年度「公社等見直し計画*」を作成し、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から助言や意見を得たうえで、県ホームページで公表し、公社等の経営状況等の透明性を図るとともに、運営管理の適正化を推進。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 公社等の経営に係る不断の見直し	公社等の経営状況等の把握・検証、見直し 公社等見直し計画の作成・公表	(事業の意義、経営健全性及び費用対効果等の観点から、必要な見直しを実施)			○「公社等に関する指導指針」に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成・公表し、各部署における進行管理や不断の見直しを推進

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
総務省が示している経営健全化方針の策定要件に該当する公社等の数 [健全化方針策定要件] 25%以上出資等を行っている法人のうち、①又は②に該当 ① 債務超過法人 ② 損失補償等の標準財政規模に対する比率が3.75%以上	0法人 (R1年度)	0法人を維持 (R6年度)

※ 公社等：資本金、基本金その他これに準ずるものの県の出資（出えんを含む。）の割合が25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人。

※ 公社等見直し計画：「公社等に関する指導指針」に基づき、公社等の所管課が毎会計年度作成する計画。所管課は、公社等の事業の意義、経営健全性（財務・経営状況、県の関与状況等）及び費用対効果等の観点から検証する。

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対して、これまでの視点にとらわれず積極果敢にチャレンジする人材の育成・確保に努めるとともに、多様な事態にも柔軟に対応できるよう、テレワークの活用や仕事の見直し・業務の効率化など働き方改革を推進する。

1 人材育成及び人材活用

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を達成しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



今後の山形県の発展に向けて、責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に引き出す人材活用を推進する。

(1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成

- 職員に必要な3つの基本的な姿勢（県民視点・対話重視・現場主義）の向上を図るため、「自己研修」「職場研修（OJT）」「職員育成センター・部局研修（OFF-JT）」を研修の3本柱として一体的に推進。
- 「山形県職員育成基本方針」（令和3年〇月改定）に基づき、職位毎に必要とされる能力（職務遂行能力及び組織マネジメント能力）の開発・向上のための研修等、多様な人材育成方策を実施。

(2) 専門人材の確保・育成

- 年々高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）。
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）。
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）。

(3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

- 人事評価制度の実施を通して、職員の意欲と能力の向上を図るとともに、職員の能力や実績を活かした人材活用を推進。
- 「山形県障がい者である職員の活躍推進計画※」（令和2年4月策定）に基づき、障がい者雇用及び障がいを有する職員の働きやすい環境整備を推進。

※ 山形県障がい者である職員の活躍推進計画：「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みを定めた計画のこと。

(4) 女性職員の活躍推進

- 「山形県庁版 女性職員ロールモデル集※」の作成や研修等を通じて、女性職員がキャリアビジョンを持つための意識啓発を推進。
- 職位に応じた能力開発を図り、個々の女性職員の能力・意欲やキャリアを踏まえ、多様な施策部門や管理職への積極的な登用を推進。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) 責任感を持って、自分で考え、果敢にチャレンジする意欲あふれる人材の育成	自己研修、職場研修等の一体的な推進 職員育成基本方針に基づく多様な人材育成方策の実施				○「山形県職員育成基本方針」の改定(R3.〇)
(2) 専門人材の確保・育成	専門的な知識等を有する人材の確保の推進 多様な人材の採用機会の確保の推進 人材育成の推進				○社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施 ○年度中途の採用試験の実施 ○専門分野の研修の実施
(3) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用	人事評価の実施 障がい者雇用等の推進				○地方公務員法に基づく人事評価の実施(H28～) ○「山形県障がい者である職員の活躍推進計画」の策定(R2.4) ○障がい者の雇用の法定雇用率の達成及び維持並びに障がい者を有する職員の職場環境の整備を推進
(4) 女性職員の活躍推進	管理職等への登用等の推進				○管理職(課長級)に占める女性職員の割合(知事部局) 15.2%(R2.4) ○「山形県庁版 女性職員ロールモデル集」の作成(H28～) ○新たな「特定事業主行動計画」の策定()

※ 山形県庁版 女性職員ロールモデル集：県の様々な職場で働く女性職員にスポットライトをあて、「これまでの業務経験で得たもの」や「家庭生活との両立をどう図ってきたか」などを網羅的にとりまとめたもの。「ロールモデル」とは、組織において、社員(職員)が目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり、模倣したりする対象となる人材のこと。

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
障害者雇用率における法定雇用率の達成・維持(※)(知事部局等) (障がい者である職員の数/法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数) <山形県障がい者である職員の活躍推進計画(R2.4)>	法定雇用率達成 (2.77%) (R2年度:202.5人/7,312人)	法定雇用率達成を維持 (R3~R6年度)
管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合(知事部局) (管理職の女性職員数/管理職の人数) <山形県特定事業主行動計画()>	15.2% (R2年度:64人/422人)	特定事業主行動計画の目標達成(R7年度目標値)に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】

※法定雇用率:2.6%(令和3年4月現在)

【職員育成基本方針の概要】

<h1>策 定 中</h1>

2 多様で柔軟な働き方の推進



テレワーク等の推進を通して、職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備に一層取り組むことにより、全ての職員が能力を最大限に発揮できる多様で柔軟な働き方を推進する。

(1) テレワークの推進

「Yamagata 幸せデジタル化構想」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやWeb会議の活用を推進。

① 在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるよう職員の意識啓発を推進。
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できるよう在宅勤務を推進。
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施。



② モバイルワーク・サテライトオフィス[※]の推進

職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるよう、業務のデジタル化を推進。

(2) Web会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、Web会議の活用を推進。
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進。



(3) 時差出勤の推進

時差出勤を活用できる環境整備に努めながら、職員の時差出勤を推進。

※サテライトオフィス：職員が、勤務先以外の庁舎で情報通信技術を活用して業務を遂行できる環境のこと。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1)テレワークの推進					
① 在宅勤務の推進	推進				○ワーク・ライフ・バランス推進本部を設置し、一層の取組みを推進(H28.12～) ○新たな「特定事業主行動計画」の策定() ○在宅勤務制度の試行(H29.8～)及び制度拡充(R2.6～) ○モバイルワーク・サテライトオフィスの本格運用(H29.8～) ○モバイルパソコン等機材の追加整備によりテレワーク・Web会議環境を整備拡充(R2) ○時差出勤制度の対象職員の拡大(R2.6～)
② モバイルワーク・サテライトオフィスの推進	推進				
(2)Web会議の推進	推進 民間企業等との会議でも積極的に活用				
(3)時差出勤の推進	推進				

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
在宅勤務を行ったことのある職員数(業務の性質上取得困難な職員を除く)(知事部局)	— [参考:248人 (R2.4.1～R2.11.30)]	全職員 (～R6年度)
在宅勤務の実施における課題の把握と解消に向けた対応	—	毎年度実施 (R3～R6年度)
Web会議の年間開催回数	319回 (R1年度)	2,000回 (R6年度)



3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり

誰もが生き生きと働けるよう、ハラスメント防止やこころの健康づくりの取組みの推進、休暇等の取得の促進を図ることで、職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくりを推進する。

(1) ハラスメント防止の取組みの推進

「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針※」（令和2年6月改定）等に基づき、意識啓発や利用しやすい相談体制等のハラスメント防止等の取組みを推進。

(2) 職員のこころの健康づくりの取組みの推進

「職員のこころの健康づくりの指針※」（平成28年4月改定）に基づく職員のこころの健康づくりについて、所属によるチームケア※の実施や外部専門家の活用など新たな視点を取り入れながら、引き続き取組みを推進。

(3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進

- 職員の健康で充実した生活の推進や心身のリフレッシュのため、年次有給休暇の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める。
- 育児休業取得支援制度等に関する更なる周知を図るなど、男性職員の育児関連休暇等の取得を促進するとともに、取得しやすい環境の整備に努める。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1) ハラスメント防止の取組みの推進	推進				○「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」(H26.4)等に基づき、ハラスメント防止の取組みを実施
(2) 職員のこころの健康づくりの取組みの推進	推進				○管理監督者研修、職場出前研修などの各種研修の実施 ○健康管理スタッフ等による相談の実施
(3) 年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進	取得促進と環境整備の推進				○ワーク・ライフ・バランス推進本部を設置し、一層の取組みを推進(H28.12～) ○新たな「特定事業主行動計画」の策定()

※ 職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針：「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業充実等に関する法律」により、事業主の雇用管理上の措置義務の一つとして定められている、職場におけるパワーハラスメントの定義や相談体制等パワーハラスメントに対する対応方針を示したものの。

※ 職員のこころの健康づくりの指針：職員のこころの健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスクア）が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスクアの推進体制や役割分担、進め方等について定めたもの。

※所属によるチームケア：職員のメンタルヘルス不調のサインに一早く気づく仕組みとして、職員同士で不調に気づき合い、声かけや必要なサポート（相談窓口の紹介や所属長への相談等）を行うこと。

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
男性職員の育児休業取得率(知事部局) (育児休業を新たに取得した男性職員数/新たに取得可能となった男性職員数) <山形県特定事業主行動計画()>	16.7% (R1年度:11人/66人)	特定事業主行動計画の 目標達成(R7年度目標値) に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】
男性職員の妻の出産時の子育て休暇(育児参加休暇)取得率 (知事部局) (育児参加休暇を取得した男性職員数/新たに取得可能となった男性職員数) <山形県特定事業主行動計画()>	48.5% (R1年度:32人/66人)	特定事業主行動計画の 目標達成(R7年度目標値) に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】

【「特定事業主行動計画」の概要】

<h1>策 定 中</h1>

部局長によるマネジメントの下、職員一人ひとりが意識して、事務の不断の見直しの取り組みを進めるなど、仕事の見直しを図るとともに、AI*やRPA*などのICTを活用した業務の効率化を推進する。

(1) 事務事業の見直し・改善

① 事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減

部局長等のマネジメントの下、職員一人ひとりが常に業務の効率的な実施を心がけ、事務事業や業務フローの見直しを進めるなど、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図るとともに、AIやRPAを活用することにより、効果的な業務の遂行、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進。

② 事務改善に係る取り組みの推進

- 部局長等による業務マネジメントの優良取組事例や事務改善に係る先進的な取組事例の共有を図ることで、全庁的な事務改善の取り組みを推進。
- 部局長等によるマネジメントの下、勤務時間内に仕事が終了するよう、仕事のやり方の見直し、業務の進捗管理を徹底するなど、職員の自主的・主体的な事務作業の見直しを推進。
- 人事異動の際の引継書の充実や定型業務のマニュアル化等により、業務の省力化や継続性・安定性を確保。
- 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注を推進。[再掲]

(2) 職員のアイデアを活用した業務の見直し

職員提案制度を活用した仕事の見直し等に係るアイデアについて、全庁展開を図り、業務の見直しに効果的に活用。

※ AI : Artificial Intelligence の略。人工知能。

※ RPA : Robotic Process Automation の略。ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化。

(3) ICTを活用した業務の効率化の推進

- AIやRPAの活用等による定型業務の自動化やペーパーレス化、県立学校における統合型校務支援システム*の導入、社会インフラ等の点検作業におけるドローン等の活用等により、業務の効率化を推進。
- 総務事務システム及び財務会計システムによる休暇、手当、旅費等の手続きの電子決裁を引き続き実施するとともに、公文書管理システムによる起案から移管・廃棄までの電子的な一括管理を推進。
- 行政手続のオンライン化や事務手続の簡素化に係る取組みによる業務の効率化と合わせ、一層の電子決裁の推進を検討。
- 公共事業に関する情報をデジタル化し、業務（予算管理、設計、積算、入札・閲覧、発注、設計変更、支出）の効率化を図り、受発注者がクラウドを活用した測量・設計データ等の共有を推進。
- 各種計画の策定や施策の立案・検証等をより効果的・効率的に行うため、保有する各種データ、地域経済分析システム（RESAS）*のビッグデータ等の分析・活用を推進。

(4) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

【再掲】

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

(5) 会計年度任用職員*制度の有効活用

効果的・効率的な組織体制の推進に向けて、会計年度任用職員の適正な配置等を実施。

* 統合型校務支援システム：生徒の個人情報、出席・成績等の情報を一貫して処理するシステムを構築することで、教職員の事務処理の効率化を図るもの。

* 地域経済分析システム（RESAS）：政府が地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、地方自治体による、「地方版総合戦略」等の立案、実行、検証（PDCA）を支援するもの。（RESAS：Regional Economy Society Analyzing Systemの略）

* 会計年度任用職員：一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員。

工程表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	これまでの主な取組みと成果
(1)事務事業の見直し・改善					
① 事務事業の不断の見直しによる業務量の縮減	見直し・改善の推進				<ul style="list-style-type: none"> ○事務事業の見直し・改善 H29～R1累計: 削減事務量 9.3万時間 ○AI会議録作成支援システムの試行(R1.12～)、本格導入(R2.4～) ○業務マネジメントの優良取組事例や事務改善に係る先進的な取組事例の共有により、取組みを推進
② 事務改善に係る取組みの推進	推進				
(2)職員のアイデアを活用した業務の見直し	職員のアイデアの効果的な活用				○職員提案制度の実施(H21.8～)
(3)ICTを活用した業務の効率化の推進	推進				<ul style="list-style-type: none"> ○統合型校務支援システムの導入に向けた取組みの実施(R2) ○財務会計システムにより、旅費、支出関係事務等において電子決裁を導入(H20～) ○総務事務システムにより、休暇、手当、福利厚生等に係る手続きにおいて電子決裁を導入(H22～) ○公文書管理システムにより、公文書の電子的一括管理を推進(R2.10～) ○公共事業支援統合情報システムにより、公共事業に関する情報を電子化(デジタル化)し、一連の業務の効率化を推進(H15～)
(4)頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築[再掲]	応援体制等の構築 業務量の平準化の推進				○新型コロナウイルス感染症に対処する防災くらし安心部等の業務量の平準化を図るため、観光文化スポーツ部の職員に兼務発令を実施(R2)等
(5)会計年度任用職員制度の有効活用	会計年度任用職員の適正な配置等の実施				○会計年度任用職員の配置(R2.4～)

目標指標

目標指標項目	基準値	目標値
自ら業務改善に取り組んだ職員の割合 (自ら業務改善に取り組んだ職員数/やり方を変えた方がよい業務がある職員数)	70.7% (R2年度:715人 /1,011人)	80% (R6年度)
事務事業の見直し・改善(削減事務量)【再掲】	— [参考:H29~R1年度 累計9.3万時間] ※R3.2月末確定予定	8万時間 (R3~R6年度累計)
複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数(知事部局)【再掲】	3件 (R1年度)	6件 (R6年度)
AIやRPAを導入した業務数	1業務 (R2年度)	10業務 (R6年度)
AI会議録作成支援システム活用数	0回 (R1年度)	240回 (R6年度)
公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合【再掲】 (ASPを活用した工事・業務の件数/県土整備部発注工事・業務の件数)	28% (R1年度:359件/1,273件)	100% (R6年度)

《参考①》

新型コロナウイルス感染症及び大規模災害に対応するための取組み

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

1 行政のデジタル化の推進

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の「幸せ」を中心に据えたデジタル化を理念とする「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進。

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月改定）等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進。
- 感染症の拡大により学校が臨時休業となった場合などに、必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、I C T機器の導入・拡大などの環境整備を推進。
- 感染症の拡大等により対面での診療が困難となった場合に必要な医療を提供できるよう、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境の整備を推進。
- 公共事業における書類の受け渡し時間や手間を縮減し、受発注者が業務を円滑に進めることができるよう、A S Pの活用等を推進。

(2) 事務手続きの簡素化

県に対する申請手続等の行政手続きにおける押印、書面、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略、Q & A ・チェックリストの作成、処理期間の短縮等、事務手続きの簡素化を推進。

(4) 情報通信基盤整備の促進

デジタル化に必要なインフラの整備、情報システムの標準化に向けた取組みなど政府の動向を注視しながら、県民をはじめ多くの人々が訪れる施設におけるWi-Fi導入拡大の推進を図るなど、I C T利活用の基盤の整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもI C Tを利活用できる情報通信環境を確保。

3 市町村との連携強化

(1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援

① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート

- 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支援。

4 多様な主体との連携強化

(3) 近隣県等との広域連携の推進

近隣県等の間で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化。

5 県政運営の透明性・信頼性の確保

(1) 情報発信の充実・強化

③ 危機管理に係る広報の推進

大規模災害、テロ攻撃、重大事故・事件等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際し、県民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供。平時においても、有事に備えた予防・減災対策推進のための情報提供を実施。

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化

(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

① 市町村との連携・協働の推進

- 地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等の取組みを推進。
- 市町村と連携した各種防災訓練を実施するとともに、県と市町村による防災に関する合同研修を開催。
- 「自らの命は自らが守る」意識の向上・徹底に向けて、地域や学校等において、地域の災害リスクや適切な避難行動を学ぶ防災教育の取組みを推進。

② NPO・企業等との連携・協働の推進

- 「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」の活動により、災害に備え、平時からボランティアやNPO間の横断的なネットワークの形成に向けた取組みを行うとともに、大規模災害時には「山形県災害ボランティア支援本部」を設置・運営し、「市町村災害ボランティアセンター」の円滑な設置・運営を支援。
- 大規模災害時の物資調達や役務の提供等に係る企業等との応援協定について、実施体制の整備及び訓練の実施等により実行性を確保するとともに、新たな協定の締結を検討。
- 若年層の災害ボランティア活動への参加意欲の醸成とボランティア人材の育成を図るため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」と学校の連携による防災教育の取組みを推進。
- 大規模災害や感染症の拡大時に、福祉施設や避難所の要配慮者に必要なサービスを継続的に提供するための、官民協働による福祉ネットワーク体制を充実・強化。

③ 広域連携の推進

他県等との相互応援協定や「山形県災害時広域受援マニュアル」（平成29年3月策定）等について、定期的な情報交換や訓練等、実効性確保に向けた取組み及び見直しを推進。

(2) 危機対応力の強化

① 県の業務継続計画（BCP）に基づく研修・訓練等の実施

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態発生時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づき、平時から必要な準備を実施。
- 計画の内容について、研修や訓練の実施等により職員へ周知を図るとともに、必要に応じて、適時適切な見直し等を行うなど、実効性を確保。

② 職員の危機管理能力の向上

- 研修や訓練等を通じて、職員の危機管理に関する意識や対応力を強化。
- 「危機管理確認週間」を設定し、各所管業務のマニュアルを定期的に点検するとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施。

③ 災害等における効果的な情報発信

- 県が開設する防災関係のホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」、「山形県土砂災害警戒システム」等において、防災情報を適時適切に発信。
- 防災行政無線やラジオの緊急放送、データ放送、緊急速報メール等、県民に対する情報伝達手段の多様化を推進。

④ ICTを活用した災害への対応・対策

- ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進。
- GPSによる道路除雪事務の効率化を引き続き図るほか、GPSを活用して除雪機器の現在位置の常時把握による緊急時の早期対応の実施に向けて検討するなど、ICTを活用した雪害対策の充実を推進。

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

1 歳入の確保

(1) 県税収入の確保

② 滞納整理の強化及び納税環境の整備

- 新たに、スマートフォン用アプリを活用した納付方法の導入を検討するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進。
- 口座振替（自動車税種別割、個人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税種別割）の利用を推進。

4 柔軟で効率的な組織体制等の実現

(2) 頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

1 人材育成及び人材活用

(2) 専門人材の確保・育成

- 年々高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）。
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）。
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）。

2 多様で柔軟な働き方の推進

（1）テレワークの推進

「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやW e b会議の活用を推進。

① 在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるよう職員の意識啓発を推進。
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できるよう在宅勤務を推進。
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施。

② モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるよう、業務のデジタル化を推進。

（2）W e b会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、W e b会議の活用を推進。
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進。

（3）時差出勤の推進

時差出勤を活用できる環境整備に努めながら、職員の時差出勤を推進。

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進

（4）頻発する大規模な自然災害や感染症等へ機動的に対処できる応援体制等の構築

【再掲】

- 近年頻発する大規模な自然災害や深刻な感染症等が発生・まん延するなどの緊急事態に機動的に対処するため、部局内又は部局を跨いだ積極的な応援体制や全庁を挙げた協力体制を構築。
- 部局内又は部局を跨いだ応援体制等に基づく職員の弾力的な配置により、過剰な業務の集中を抑制し、業務量の平準化を推進。

《参考②》 デジタル化の推進に対応するための取組み

デジタル化の推進に対応し、県民サービスの向上や県における業務効率化につながる取組みを進める。

【主に県民サービスの向上につながる取組み】

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～

1 行政のデジタル化の推進

(1) 行政手続等のオンライン化の推進

子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、県民の「幸せ」を中心に据えたデジタル化を理念とする「Y a m a g a t a 幸せデジタル化構想」を踏まえ、行政手続等のオンライン化を推進。

- 内閣官房、内閣府、総務省の定める「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（令和2年3月改定）等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進。
- 感染症の拡大により学校が臨時休業となった場合などに、必要に応じてオンラインで学習指導等が行えるよう、ICT機器の導入・拡大などの環境整備を推進。
- 感染症の拡大等により対面での診療が困難となった場合に必要な医療を提供できるよう、関係法令等を踏まえつつ、情報通信機器を活用した診療等を実施できる体制や環境の整備を推進。
- 公共事業における書類の受け渡し時間や手間を縮減し、受発注者が業務を円滑に進めることができるよう、ASPの活用等を推進。

(2) 事務手続きの簡素化

県に対する申請手続等の行政手続きにおける押印、書面、対面規制の見直しに積極的に取り組むとともに、様式・添付書類の簡素化・省略、Q&A・チェックリストの作成、処理期間の短縮等、事務手続きの簡素化を推進。

(3) データ活用の推進

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

(4) 情報通信基盤整備の促進

デジタル化に必要なインフラの整備、情報システムの標準化に向けた取組みなど政府の動向を注視しながら、県民をはじめ多くの人々が訪れる施設におけるWi-Fi導入拡大の推進を図るなど、ICT利活用の基盤の整備を促進することで、いつでも、どこでも、誰でもICTを利活用できる情報通信環境を確保。

3 市町村との連携強化

(1) 市町村の自立的な行政運営の確保への支援

① 市町村の行政運営を支える基盤へのサポート

- 職員向け研修の実施、電子申請システムの共同運用等、市町村のデジタル化を支

援。

4 多様な主体との連携強化

(3) 近隣県等との広域連携の推進

近隣県等の中で互いの地域資源や産業シーズ等を活かし、デジタル技術も活用しながら、多様な分野での連携を強化。

5 県政運営の透明性・信頼性の確保

(2) 情報公開等の推進

② データ活用の推進 [再掲]

県が保有する統計情報などをインターネットを通じて様々な主体が容易に活用できるオープンデータ化を推進するなど、県民や企業等におけるデータの活用を促進。

6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化

(2) 危機対応力の強化

④ ICTを活用した災害への対応・対策

- ドローン等を用いた被災状況の早期確認など、ICTを活用した災害対応・対策を推進。
- GPSによる道路除雪事務の効率化を引き続き図るほか、GPSを活用して除雪機器の現在位置の常時把握による緊急時の早期対応の実施に向けて検討するなど、ICTを活用した雪害対策の充実を推進。

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～

1 歳入の確保

(1) 県税収入の確保

② 滞納整理の強化及び納税環境の整備

- 自動車のタイヤロックをはじめとした財産の差押えや、差押財産のインターネット公売等を実施。
- 新たに、スマートフォン用アプリを活用した納付方法を導入するほか、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する等、多様な納付方法を推進。
- 口座振替（自動車税種別割、個人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税種別割）の利用を推進。

【主に県における業務効率化につながる取組み】

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と

多様な事態にも柔軟に対応できる働き方改革の推進～

1 人材育成及び人材活用

(2) 専門人材の確保・育成

- 年々高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応できる専門的な知識・経験を有する人材の確保を推進（社会人経験者を対象とした職員採用試験の実施）。
- 年度中途における優秀かつ多様な人材の採用機会の確保を推進（年度中途の採用試験の実施）。
- ICT分野など専門分野に関する人材育成を推進（専門分野の研修の実施等）。

2 多様で柔軟な働き方の推進

(1) テレワークの推進

「Yamagata 幸せデジタル化構想」及びワーク・ライフ・バランス推進本部の取組みに基づき、職員のテレワークやWeb会議の活用を推進。

① 在宅勤務の推進

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、多くの職員が在宅勤務を利活用できるよう職員の意識啓発を推進。
- 特に、育児中の職員等について、その事情に応じ、仕事と家庭を両立しながら能力を発揮できるよう在宅勤務を推進。
- なお、在宅勤務の推進にあたっては、試行段階で確認された課題への対応を十分整理した上で実施。

② モバイルワーク・サテライトオフィスの推進

職員が出張先や移動中に、モバイルパソコン（タブレット）やサテライトオフィスを活用し、勤務時間中は「いつでも・どこでも」効率的に業務を遂行できるよう、業務のデジタル化を推進。

(2) Web会議の推進

- 離れた公所の職員が移動時間をかけずに会議に参加することができるよう、Web会議の活用を推進。
- 民間企業や市町村等との会議においても、積極的な活用を促進。

4 仕事の見直し・業務の効率化の推進

(3) ICTを活用した業務の効率化の推進

- AIやRPAの活用等による定型業務の自動化やペーパーレス化、県立学校における統合型校務支援システムの導入、社会インフラ等の点検作業におけるドローン等の活用等により、業務の効率化を推進。
- 総務事務システム及び財務会計システムによる休暇、手当、旅費等の手続きの電子決裁を引き続き実施するとともに、公文書管理システムによる起案から移管・廃棄までの電子的な一括管理を推進。
- 行政手続のオンライン化や事務手続の簡素化に係る取組みによる業務の効率化と合わせ、一層の電子決裁の推進を検討。
- 公共事業に関する情報をデジタル化し、業務（予算管理、設計、積算、入札・閲覧、発注、設計変更、支出）の効率化を図り、受発注者がクラウドを活用した測量・設計

データ等の共有を推進。

- 各種計画の策定や施策の立案・検証等をより効果的・効率的に行うため、保有する各種データ、地域経済分析システム（RESAS）のビッグデータ等の分析・活用を推進。

《参考③》持続可能な開発目標（SDGs）と取組項目の関連性

本プランにおける取組項目とSDGsの17のゴールの関連性は、次のとおりとなる。

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供 ～Society5.0時代にふさわしいデジタル化の推進～							
1 行政のデジタル化の推進							
2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握							
3 市町村との連携強化							
4 多様な主体との連携強化							
5 県政運営の透明性・信頼性の確保							
6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化							
第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立 ～限られた行財政資源で政策推進と健全財政を両立～							
1 歳入の確保							
2 歳出の見直し							
3 健全な財政運営							
4 柔軟で効率的な組織体制等の実現							
5 県有財産の総合的な管理・運用							
6 地方公営企業における健全な財政運営							
7 公社等の見直し							
第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進 ～革新的な取組みにも果敢にチャレンジする人材の育成と多様な事態にも柔軟に対応できる働き方の推進～							
1 人材育成及び人材活用							
2 多様で柔軟な働き方の推進							
3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり							
4 仕事の見直し・業務の効率化の推進							

行財政改革の取組みに係る 『目標指標』一覧

行財政改革の取組みに係る「目標指標」一覧

第1 県民の視点に立ち時代に即した行政サービスの提供

項目	目標指標	基準値	目標値
1 行政のデジタル化の推進			
(1) 行政手続等のオンライン化の推進	オンラインで利用できる県独自の行政手続の割合 (オンラインで利用できる県独自の行政手続の数/県独自の行政手続の数)	1.5% (R2年度:47件 /3,059件)	100% (R6年度)
(2) 事務手続きの簡素化	公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合 (ASPを活用した工事・業務の件数/県土整備部発注工事・業務の件数)	28% (R1年度:359件 /1,273件)	100% (R6年度)
	ICTリテラシーに関する県民向けセミナー・研修会等の開催数 <山形県総合発展計画実施計画>	5件 (R2年度)	毎年度5件 (R3~R6年度)
(3) データ活用の推進	山形県オープンデータカタログに掲載するオープンデータセット数(累計) <山形県総合発展計画実施計画>	236件 (~R2年度)	255件 (~R6年度)
(4) 情報通信基盤整備の促進	Wi-Fiを整備した県の公共施設数	13施設 (R2年度)	25施設 (R6年度)
2 県民との対話の推進・県民の声の的確な把握			
(1) 県民との対話の推進	知事と県民との直接対話の実施	—	県内全35市町村で実施 (R3~R6年度)
(4) 審議会等委員の幅広い選任	女性委員の審議会等登用率 (女性の県審議会等委員数/県審議会等委員数) <山形県男女共同参画計画>	52.5% (R1年度:641人 /1,222人)	50%程度を維持 (R3~R6年度)
	若者委員を1名以上登用している審議会等の割合 (39歳以下の若者委員を登用している県審議会等の数/県審議会等の総数) <審議会等への若者委員登用の推進について>	100% (R1年度:93組織 /93組織)	100%を維持 (R3~R6年度)
3 市町村との連携強化			
(1) 市町村の自主的な行政運営の確保への支援	ICT利活用の促進に向けた市町村を対象とした研修会等の開催数(累計) <山形県総合発展計画実施計画>	7件 (~R2年度)	28件 (~R6年度)
	連携中枢都市圏や定住自立圏における新規事業数(累計) <山形県総合発展計画実施計画>	5件 (~R2年度)	10件 (~R6年度)
(2) 「地域創生」、「やまがた創生」の実現	新たに創出された連携事業数(累計)	8件 (~R2年度)	12件 (~R6年度)
4 多様な主体との連携強化			
(1) 県民・NPO等との連携・協働	やまがた社会貢献基金助成金額(累計) <山形県総合発展計画実施計画>	464百万円 (~R1年度)	587百万円 (~R6年度)
	県とNPO等との協働事業数	148事業 (R2年度)	170事業 (R6年度)

項目	目標指標	基準値	目標値
(2) 企業・大学等との連携・協働	企業との包括連携協定の締結数 ＜山形県総合発展計画実施計画＞	14件 (R1年度)	24件 (R6年度)
	大学等との協定の締結数	82件 (R2年度)	90件 (R6年度)
	県と大学等との連携事業数	63事業 (R2年度)	71事業 (R6年度)
(4) 民間活力の活用	「地方行政サービス改革の取組状況等」(総務省調べ・公表)における調査対象業務の「全部委託」又は「一部委託」の割合 (「全部委託」又は「一部委託」している調査対象業務数／全調査対象業務数)	100% (R2年度:13業務 ／13業務)	100%を維持 (R6年度)
	指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価の割合 (A評価の項目数／対象項目数)	48.2% (R1年度:55項目 ／114項目)	50%以上 (R6年度)
5 県政運営の透明性・信頼性の確保			
(1) 情報発信の充実・強化	県の情報発信を評価する者の割合 [(「評価する」の回答者数／全回答者数) + (「ある程度評価する」の回答者数／全回答者数)] ＜山形県戦略的広報基本指針＞	68.0% (R2年度: 312人／2,791人) + (1,584人／2,791人)	上昇 (R6年度)
(2) 情報公開等の推進	【再掲】 山形県オープンデータカタログに掲載するオープンデータセット数(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画＞	236件 (～R2年度)	255件 (～R6年度)
(3) 適正な事務執行体制の確保	内部統制の運用における重大な不備の発生件数	R2年度の件数 (R2年度) 〔参考:上期2件〕 ※R3.2月末確定予定	0件 (R6年度)
6 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実・強化			
(1) 事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働	自主防災組織の組織率 (自主防災組織が組織されている地域の世帯数／全世帯数) ＜山形県総合発展計画実施計画＞	90.6% (R2年度:376,308世帯 ／415,274世帯)	95% (R6年度)
	防災士の認証登録者数	1,619人 (R1年度)	2,400人 (R6年度)
	災害に係るボランティア講習を受けた者の数(累計)	—	1,380人 (～R6年度)
	災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員の登録数(累計) ＜山形県総合発展計画実施計画＞	7人 (～R1年度)	30人 (～R6年度)
	応援・受援計画(仮称)	—	策定 (～R6年度)
	災害派遣福祉チームの派遣母体である県災害福祉支援ネットワーク協議会	—	協議会設立 (R3年度)
(2) 危機対応力の強化	緊急事態発生時の対処要領(各種危機管理マニュアル)を踏まえた訓練の実施状況 (危機管理マニュアルに基づく訓練実施件数／危機管理マニュアル整備件数) ＜山形県総合発展計画実施計画＞	97.5% (R1年度:383件／393件)	100% (R3～R6年度)

第2 リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立

項目	目標指標	基準値	目標値
1 歳入の確保			
(1) 県税収入の確保	県税徴収率(現年度課税分) (現年度収入済額/現年度調定額)	99.7% (R1年度: 110,121,653,151円 /110,497,321,561円)	99.7% (R6年度)
	県税徴収率(滞納繰越分を含めた現滞計) (現滞計収入済額/現滞計調定額)	98.9% (R1年度: 110,434,364,238円 /111,717,853,653円)	98.9% (R6年度)
	地方税共通納税システムの県税の対象税目数	2税目 (R2年度)	4税目 (R6年度)
(2) 未収金対策の推進	未収金残高	前年度末の未収金残高 [参考:R1年度42.5億円]	年度末において 前年度より減少 (R3~R6年度)
(4) 多様な財源の確保	県有財産の売却・有効活用による歳入	— [参考:H29~R1年度 累計11億円]	12億円 (R3~R6年度累計)
2 歳出の見直し			
(1) 事務事業見直し・改善	事務事業の見直し・改善 (経費削減額)	— [参考:H29~R1年度 累計110.8億円] ※H29~R2年度累計は R3.2末に確定予定	120億円 (R3~R6年度累計)
	事務事業の見直し・改善 (削減事務量)	— [参考:H29~R1年度 累計9.3万時間] ※H29~R2年度累計は R3.2末に確定予定	8万時間 (R3~R6年度累計)
(2) 行政経費の節減・効率化	県の光熱水使用量等の削減(電気) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	106,539千kwh (R1年度)	毎年度R1年度以下 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(灯油・重油) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	10,991kl (R1年度)	毎年度1.5%削減 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(ガス) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	558千m ³ (R1年度)	毎年度1%削減 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(ガソリン・軽油) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	2,100kl (R1年度)	毎年度1%削減 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(水) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	729千m ³ (R1年度)	毎年度1%削減 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(用紙類) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	135,269千枚 (R1年度)	毎年度1%削減 (R3~R6年度)
	県の光熱水使用量等の削減(廃棄物) <山形県環境保全率先実行計画(第5期)>	2,553t (R1年度)	毎年度1%削減 (R3~R6年度)

項目	目標指標	基準値	目標値	
3 健全な財政運営				
(2)	調整基金の取崩しの抑制と県債残高の減少 臨時財政対策債及び補正予算債等並びに災害復旧事業債を除いた県債残高	R2年度決算額 〔参考：R1年度6,522億円〕	プラン期間中における減少	
4 柔軟で効率的な組織体制等の実現				
(1)	新たな行政課題等や地域課題に的確に対応できる組織体制の整備 【再掲】 指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証におけるA評価の割合 (A評価の項目数/対象項目数)	48.2% (R1年度:55項目/114項目)	50%以上 (R6年度)	
5 県有財産の総合的な管理・運用				
(1)	県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	一般財産施設に係るトータルコストの県民一人当たり負担額 <山形県県有財産総合管理基本方針> <山形県総合発展計画実施計画>	15,900円 (H25年度)	15,900円以下を維持 (R6年度)
		複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数(知事部局)	3件 (R1年度)	6件 (R6年度)
(2)	県有財産の有効活用	【再掲】 県有財産の売却・有効活用による歳入 〔参考：H29～R1年度累計11億円〕	—	12億円 (R3～R6年度累計)
(3)	県有財産の総量縮小			
6 地方公営企業における健全な財政運営				
(1)	企業局における経営基盤の強化	企業局全体の経常収支	黒字 (R1年度)	黒字の継続 (～R6年度)
(2)	病院事業局における資金不足の解消に向けた取組みの推進	病院事業全体の資金不足比率 (資金の不足額/事業の規模) <山形県病院事業資金不足等解消計画>	14.5% (R1年度:4,882百万円/33,593百万円)	山形県病院事業資金不足等解消計画の目標値を毎年度達成 (R3～R6年度) 〔参考：R9目標値▲0.7%〕
7 公社等の見直し				
(1)	公社等の経営に係る不断の見直し	総務省が示している経営健全化方針の策定要件に該当する公社等の数	0法人 (R1年度)	0法人を維持 (R6年度)

第3 県政運営を支える人づくりと多様で柔軟な働き方の推進

項目	目標指標	基準値	目標値	
1 人材育成及び人材活用				
(3)	職員の能力を最大限に引き出す人材活用 障害者雇用率における法定雇用率の達成・維持(知事部局等) (障がい者である職員の数/法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数) <山形県障がい者である職員の活躍推進計画>	法定雇用率達成(2.77%) (R2年度:202.5人/7,312人)	法定雇用率達成を維持 (R3~R6年度)	
(4)	女性職員の活躍推進 管理職(課長級以上)に占める女性職員の割合(知事部局) (管理職の女性職員数/管理職の人数) <山形県特定事業主行動計画>	15.2% (R2年度:64人/422人)	特定事業主行動計画の目標達成(R7年度目標値)に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】	
2 多様で柔軟な働き方の推進				
(1)	テレワークの推進	在宅勤務を行ったことのある職員数(業務の性質上取得困難な職員を除く)(知事部局)	— [参考:248人(R2.4.1~R.11.30)]	全職員 (~R6年度)
		在宅勤務の実施における課題の把握と解消に向けた対応	—	毎年度実施 (R3~R6年度)
(2)	Web会議の推進	Web会議の年間開催回数	319回 (R1年度)	2,000回 (R6年度)
3 職員の能力を最大限発揮するための職場環境づくり				
(3)	年次有給休暇、育児関連休暇等の取得促進	男性職員の育児休業取得率(知事部局) (育児休業を新たに取得した男性職員数/新たに取得可能となった男性職員数) <山形県特定事業主行動計画>	16.7% (R1年度:11人/66人)	特定事業主行動計画の目標達成(R7年度目標値)に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】
		男性職員の妻の出産時の子育て休暇(育児参加休暇)取得率(知事部局) (育児参加休暇を取得した男性職員数/新たに取得可能となった男性職員数) <山形県特定事業主行動計画>	48.5% (R1年度:32人/66人)	特定事業主行動計画の目標達成(R7年度目標値)に向けて取組みを推進 (R3~R6年度) 【R7目標値は調整中】
4 仕事の見直し・業務の効率化の推進				
(1)	事務事業見直し・改善	自ら業務改善に取り組んだ職員の割合 (自ら業務改善に取り組んだ職員数/やり方を変えた方がよい業務がある職員数)	70.7% (R2年度:715人/1,011人)	80% (R6年度)
		【再掲】 事務事業の見直し・改善 (削減事務量)	— [参考:H29~R1年度 累計9.3万時間] ※R3.2月末確定予定	8万時間 (R3~R6年度累計)
		【再掲】 複数の県有施設の維持管理業務の一括発注の実施件数(知事部局)	3件 (R1年度)	6件 (R6年度)
(3)	ICTを活用した業務の効率化の推進	AIやRPAを導入した業務数	1業務 (R2年度)	10業務 (R6年度)
		AI会議録作成支援システム活用数	0回 (R1年度)	240回 (R6年度)
		【再掲】 公共事業におけるASPを活用した工事・業務の割合 (ASPを活用した工事・業務の件数/県土整備部発注工事・業務の件数)	28% (R1年度:359件/1,273件)	100% (R6年度)

